

参 考 編

参考編 目次

1	岩倉市防災会議条例	497
2	岩倉市災害対策本部条例	499
3	岩倉市災害対策本部規程	500
4	岩倉市自主防災組織設置推進要綱	503
5	岩倉市防災行政用無線局管理運用規程	505
6	岩倉市防災行政用無線局配置表	508
7	岩倉市災害派遣手当に関する条例	509
8	岩倉市災害弔慰金の支給等に関する条例	510
9	災害救助法施行細則	514
10	災害救助法の適用基準	526
11	水道災害相互応援に関する覚書	528
12	愛知県内広域消防相互応援協定書	531
13	愛知県防災ヘリコプター支援協定	534
14	災害時の一般廃棄物及び下水処理に係る災害相互応援に関する協定書	536
15	災害時における相互応援に関する協定	539
16	災害時における飲料水の供給に関する協定書（ミヨシ油脂）	541
17	災害時における飲料水の供給に関する協定書（石塚硝子）	542
18	災害時における飲料水の供給に関する協定書（ユニー）	543
19	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定書（ユニー）	544
20	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定書（ユーストア）	545
21	災害時における相互応援協定	546
22	災害時における相互応援協定確認書	547
23	災害支援協力に関する協定	548
24	災害時における応急対策業務に関する協定書	550
25	災害時非常無線通信の協力に関する協定	551
26	災害医療救護に関する協定書	553
27	名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	555
28	地域ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書	558
29	災害時における応急対策（建築）の協力に関する協定書	560
30	災害時の歯科医療救護に関する協定書	562
31	災害時の医療救護に関する協定書	564
32	災害時の情報交換に関する協定書	566
33	災害時における支援協力に関する協定書	568
34	災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書（一期一福祉会）	570
35	災害時における食糧供給等の協力に関する協定書	572
36	災害時相互応援協定書	574

37	災害時における放送要請に関する協定	576
38	災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書(ようてい会)	578
39	災害時における応急対策の協力に関する協定書	580
40	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	582
41	災害時における医療品等に関する協定	584
42	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	586
43	災害発生時における岩倉市と岩倉市内郵便局の協力に関する協定	589
44	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	591
45	災害時要支援者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書(いわくら福祉会)	593
46	愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定	595
47	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	599
48	災害時における相互応援に関する協定	601
49	災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書	603
50	災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書	605
51	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	608
52	災害時における支援物資の受入等に関する協定書	610
53	簡易間仕切りシステムの供給等に関する協定	612
54	災害に係る情報発信等に関する協定	614
55	災害時における家屋被害認定業務に関する協定	616
56	災害時における相互連携に関する協定	620
57	災害時における情報提供の協力に関する協定	622
58	災害時における情報提供の協力に関する協定	624
59	災害時における飲料水等の供給に関する協定	626
60	災害時における相互連携に関する協定	628
61	災害時における自動車等の提供に関する協定	630
62	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	632
63	災害時における飲料水の供給に関する協定書	638
64	災害時における物資供給等に関する協定書	641
65	災害時等における防災資機材等の提供に関する協定書	644
66	災害時における自動車等の提供に関する協定書	646
67	災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定書	648
68	災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定書	651
69	水道施設の災害時等に伴う協定書	654
70	水道施設の災害時等に伴う協定書	657
71	災害時等における資機材の調達に関する協定書	667

1 岩 倉 市 防 災 会 議 条 例

(昭和 46 年 12 月 1 日条例第 10 号)
(改正 令和 5 年 12 月 26 日条例第 24 号)

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 16 条第 6 項の規定に基づき岩倉市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 岩倉市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて岩倉市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 22 人以内をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (2) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 岩倉市の教育委員会の教育長
 - (4) 岩倉市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
 - (5) 岩倉市の地域にあつて業務を行う指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (6) 議会により選任された者
 - (7) 自主防災組織（法第 5 条第 2 項の自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (8) 市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、岩倉市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会 議)

第 5 条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑 則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は会長が防災会議に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第11号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月26日条例第24号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（岩倉市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第11条（第1号に係る部分に限る。）の規定による岩倉市防災会議条例第3条第1項の規定の改正に伴い増加した数を充当するため新たに任命された委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

2 岩倉市災害対策本部条例

（昭和 46 年 12 月 11 日条例第 11 号）
（平成 24 年 10 月 1 日条例第 28 号）

（趣 旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき岩倉市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（災害対策本部長及び災害対策副本部長）

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（部）

第 3 条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

（現地災害対策本部）

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（規程への委任）

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 1 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 岩倉市災害対策本部規程

昭和 56 年 19 月 11 日訓令第 3 号
昭和 58 年 13 月 31 日訓令第 3 号
昭和 59 年 10 月 24 日訓令第 4 号
昭和 63 年 13 月 29 日訓令第 3 号
平成 18 年 13 月 29 日訓令第 7 号
平成 22 年 3 月 26 日訓令第 2 号
平成 26 年 3 月 26 日訓令第 3 号
令和 6 年 3 月 25 日訓令第 4 号

(趣 旨)

第1条 この規程は、岩倉市災害対策本部条例（昭和 46 年岩倉市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、岩倉市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき若しくは通知を受けたとき又は名古屋地方気象台が震度 5 弱以上の地震が発生したと発表したときは、直ちに本部を設置する。ただし、災害の規模又は程度により、市長が必要と認めたときは、本部を設置する。

2 市長は、次に掲げる本部設置基準に該当する場合で必要と認めたときは、本部を設置する。

(1) 県下に気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく暴風、大雨、大雪及び洪水警報のうち 1 以上が発表されたとき。

(2) 火災等の大規模な災害が市内に発生したとき。

(廃 止)

第3条 市長は、市内に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

(災害対策副本部長)

第4条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもつて充てる。

(災害対策本部員)

第5条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、教育長、総務部長、市民協働部長、福祉部長、健康子ども未来部長、建設部長、消防長及び教育部長その他災害対策副本部長（以下「本部長」という。）が必要と認める者をもつて充てる。

(本部員会議)

第6条 本部に災害予防及び災害応急対策に関する基本的な事項の実施について協議するため、本部員会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議の組織は、本部長、副本部長及び本部員その他本部長が必要と認める者をもつて構成する。

3 会議は、必要の都度本部長が招集し、会議の議長は、本部長が当たる。

4 会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 本部の配備体制に関すること。

(2) 災害情報、被害状況の分析及びそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(3) 避難の指示に関すること。

(4) 国、県その他関係機関に対する応援要請に関すること。

(5) その他災害対策に関する重要な事項に関すること。

(会議の開催)

第7条 会議の開催は、次のとおりとする。

- (1) 会議は、特別の指示がない限り、本庁内で開催する。
- (2) 本部員は、それぞれの所管事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (3) 本部員は、必要により班長及びその他職員を伴って会議に出席することができる。
- (4) 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、副本部長に申し出るものとする。

(事務局)

第8条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局は、市民協働部協働安全課の職員をもって組織し、災害情報の交換及び災害対策活動全般について、各部相互間の連絡調整に当たるものとする。
- 3 事務局に事務局長を置く。
- 4 事務局長は、協働安全課長をもって充て、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

(本部窓口)

第9条 事務局長は、必要があると認めたときは、事務局に応急救助その他災害に関する市民の相談に応ずるため本部窓口を設置することができる。

(班)

第10条 本部長は、条例第3条に規定する部に班を置く。

- 2 班に班長及び副班長を置く。
- 3 班長及び副班長は、上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(派遣要請)

第11条 本部長は、必要があると認めたときは、国、県その他関係機関に対し本部への職員等の派遣を要請するものとする。

(現地本部)

第12条 本部長は、必要があると認めたときは、災害地に現地本部を設置することができる。

(雑 則)

第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年訓令第3号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年訓令第3号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年訓令第7号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年訓令第2号)

この訓令は、平成17年7月6日から施行する。

附 則（平成 19 年訓令第 2 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年訓令第 1 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年訓令第 2 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日訓令第 2 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 24 日訓令第 6 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日訓令第 4 号）

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

4 岩倉市自主防災組織設置推進要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定に基づき、住民の生命、身体及び財産を地震及び風水害等の災害から保護するため、地域住民による隣保協同の精神に基づく自発的な防災活動を行う自主防災組織の設置推進を図り、地域社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(設置推進事業)

第2条 市は、自主防災組織の設置推進を図るため、防災関係機関と連携を図り、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 自主的な防災組織の必要性を認識させ、併せて防災意識の高揚を図るための広報活動
- (2) 自主防災組織の組織づくりの指導及び防災に関する知識の高揚を図るための防災教育
- (3) 自主防災組織の充実を図るための補助

(組織の規模)

第3条 自主防災組織の規模は、行政区及び町内会等日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模とする。

(組織の名称)

第4条 自主防災組織の名称は、防災会という文字を用いるものとする。

(組織の活動)

第5条 自主防災組織は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災組織の普及に関すること。
 - イ 防災訓練の実施に関すること。
 - ウ 火気使用設備器具等の点検に関すること。
 - エ 防災活動に必要な資器材の備蓄及び整備点検に関すること。
- (2) 災害時の活動
 - ア 情報の収集及び伝達に関すること。
 - イ 出火防止及び初期消火に関すること。
 - ウ 救出救護に関すること。
 - エ 避難誘導に関すること。
 - オ 給食及び給水に関すること。
 - カ 警戒宣言等の発令時における対策に関すること。

2 自主防災組織は、前項の活動を効果的に行うため、あらかじめ具体的な防災計画を策定するものとする。

(規 約)

第6条 自主防災組織設置に当っては、目的及び活動内容等を明確にした防災会規約を定めるものとする。

(届 出)

第7条 防災会の設置又は規約及び防災計画並びに防災会の会長に変更があったときは、速やかにこの旨を市長に届け出なければならない。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

5 岩倉市防災行政用無線局管理運用規程

昭和 61 年 2 月 26 日訓令第 1 号
昭和 62 年 3 月 31 日訓令第 2 号
平成 55 年 6 月 28 日訓令第 4 号
平成 68 年 3 月 29 日訓令第 8 号
平成 13 年 3 月 30 日訓令第 1 号
平成 21 年 3 月 31 日訓令第 1 号
平成 26 年 3 月 31 日訓令第 6 号
令和 6 年 3 月 25 日訓令第 4 号

(趣 旨)

第1条 この規程は、岩倉市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (2) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (3) 固定局 一定の固定地点の間の通信を行うための無線局をいう。
- (4) 同報系 親局から地域住民への連絡に適した場所に設置した屋外拡声子局及び戸別受信機に対し、一方向の通信を行う通信系統をいう。
- (5) 親局 屋内に設置して、屋外拡声子局及び戸別受信機に対し、同時に同一内容の通報を送信する同報系無線設備をいう。
- (6) 屋外拡声子局 親局からの通報を受信し、又は直接当該局からの情報をスピーカーから放送するため、屋外に設置する同報系無線設備をいう。
- (7) 戸別受信機 親局からの通報を受信するために、屋内に設置する同報系無線設備をいう。
- (8) 遠隔制御器 親局設備又は基地局を離れた場所から操作する無線設備をいう。
- (9) 移動系 基地局と陸上移動局又は陸上移動局相互間で通信を行う通信系統をいう。
- (10) 基地局 陸上移動局と通信を行うため、屋内に設置する移動系無線設備をいう。
- (11) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する移動系無線設備をいう。

(無線設備の構成等)

第3条 無線設備の構成、配置等は、別表のとおりとする。

(無線管理者等)

第4条 無線局に、無線管理者、運用主任者、無線従事者及び通信取扱者を置く。

- 2 無線管理者は、市民協働部長をもって充て、当該無線局免許人の代表者である市長の命を受け、無線局の事務を掌握し、法及びこの規程に基づき無線局の運用管理を総括する。
- 3 運用主任者は、市民協働部協働安全課長をもって充て、無線管理者の指示により無線局の効率的な運用管理に資するとともに、無線従事者を指揮監督する。
- 4 無線従事者は、法第 2 条第 6 号に規定する無線従事者の資格を有する職員のうちから市長が選任した者をもって充て、無線設備を操作し、無線通信の適切な運用を行うとともに、無線設備の善良な管

理を行う。

5 通信取扱者は、無線従事者の指導により無線通信を行う。

(無線従事者の配置及び養成)

第5条 無線管理者は、無線局の適切な運用を図るため、無線従事者の適正な配置及び養成に努めるものとする。

(通信の種類)

第6条 通信の種類は次の各号に掲げるとおりとし、その意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 緊急通報 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他緊急を要する事態が生じたときに、親局から行う通報をいう。

(2) 普通通報 平常時に親局から行う通報をいう。

(3) 緊急通話 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他緊急を要する事態が生じたときに、基地局又は陸上移動局から行う通話をいう。

(4) 普通通話 平常時に基地局又は陸上移動局から行う通話をいう。

(通信の区域)

第7条 無線局の業務を行う区域は、岩倉市全域とする。

(通信の運用)

第8条 固定局は常時運用することを原則とし、陸上移動局は随時運用することを原則とする。

(通信の統制)

第9条 無線管理者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、無線局による通信を制限し、その他必要な措置をとることができる。

(秘密の保持)

第10条 無線局の職務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(無線設備の動作状態の把握)

第11条 運用主任者は、無線設備の動作状態を常に把握して、無線局等の通信機能が十分に発揮できるよう努めなければならない。

(通信訓練)

第12条 無線管理者は、災害その他緊急事態の発生に備え、通信訓練を年1回以上行うものとする。

(備付け書類等の管理)

第13条 無線管理者は、法第60条及び電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第38条の規定により、無線局に必要な書類等を備え付けなければならない。

2 無線管理者は、前項の規定によるもののほか、無線局の管理に必要と認められる書類等を備え付けておくものとする。

3 運用主任者は、無線業務日誌（別記様式）により毎日の通信状況等必要事項を記録するものとする。

(無線従事者の届出)

第14条 市長は、異動等により無線従事者を選任し、又は解任したときは、速やかに総務省東海総合通信局長に届出しなければならない。

(無線設備の点検及び整備)

第15条 無線管理者は、無線設備の正常な機能の維持に努めるため、運用主任者に命じて計画的な点検及び整備を行わせなければならない。

- 2 運用主任者は、無線設備の精密点検を年1回以上実施するものとする。ただし、その業務の一部又は全部を業者に委託することができる。
- 3 運用主任者は、前項に規定する精密点検以外の点検を、無線設備の異常の有無を確認するため、通信取扱者に随時行わせるものとする。
- 4 無線従事者及び通信取扱者は、無線設備に異常を認めたときは、運用主任者に報告し、その指示により適切な処置をとり、その状況無線業務日誌に記録しなければならない。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和61年3月1日から施行する。

附 則 (昭和62年訓令第2号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年訓令第4号)

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年訓令第8号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年訓令第1号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第6号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日訓令第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日訓令第6号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日訓令第4号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

6 岩倉市防災行政用無線局配置表

同報系無線施設

種別	局名・設置場所	子局番号	アンプ出力
親局	岩倉市役所		
遠隔制御器	消防本部		
屋外拡声子局	五条川小学校	0 1	1 2 0 W
屋外拡声子局	神野ふれあい広場	0 2	2 4 0 W
屋外拡声子局	天王公園	0 3	1 2 0 W
屋外拡声子局	尾北自然歩道石仏休憩所	0 4	1 2 0 W
屋外拡声子局	岩倉北小学校	0 5	1 2 0 W
屋外拡声子局	長瀬公園	0 6	2 4 0 W
屋外拡声子局	大矢公園	0 7	1 2 0 W
屋外拡声子局	岩倉中学校	0 8	2 4 0 W
屋外拡声子局	総合体育文化センター	0 9	1 2 0 W
屋外拡声子局	岩倉東小学校	1 0	1 2 0 W
屋外拡声子局	岩倉団地グラウンド	1 1	1 2 0 W
屋外拡声子局	岩倉南小学校	1 2	1 2 0 W
屋外拡声子局	辻田公園	1 3	2 4 0 W
屋外拡声子局	川井町公会堂	1 4	1 2 0 W
屋外拡声子局	野寄町公会堂	1 5	1 2 0 W
屋外拡声子局	自然生態園	1 6	1 2 0 W
屋外拡声子局	曾野小学校	1 7	1 2 0 W
屋外拡声子局	防災コミュニティセンター	1 8	1 2 0 W
屋外拡声子局	第三児童館	1 9	2 4 0 W
屋外拡声子局	大市場町公会堂	2 0	2 4 0 W
戸別受信機	市長が別に定める場所		

移動系無線施設

種別	設置場所
基地局	岩倉市役所
遠隔制御器	消防本部
陸上移動局	市長が別に定める場所

7 岩倉市災害派遣手当に関する条例

(昭和 46 年 12 月 1 日)
(条 例 第 13 号)

改正 26 年 3 月 28 日条例第 18 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 19 条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 38 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 4 条の 5 の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成 25 年政令第 237 号）第 43 条の規定に基づき、災害応急対策若しくは災害復旧、国民の保護のための措置の実施、特定新型インフルエンザ等対策の実施又は復興計画の作成等のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）に関する事項を定めるものとする。

(災害派遣手当)

第 2 条 派遣職員が住所又は居所を離れて岩倉市内に滞在することを要するときは、当該派遣職員に対し、別表に掲げる区分により災害派遣手当を支給する。

(支給方法)

第 3 条 前条に規定する災害派遣手当の支給方法は、岩倉市職員に支給される諸手当の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 15 日条例第 29 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 26 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別 表

施設の利用区分 派遣を受けた 都道府県又は市町村の 区域に滞在する期間	(1 日につき) 公用施設又は これに準ずる施設	(1 日につき) その他の施設
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

8 岩倉市災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和 49 年 4 月 17 日)
条 例 第 14 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により災害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市長は、令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において、「災害」という。）により市民が死亡した場合は、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。

(2) 令第2条の規定に該当するとき。

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認める場合は、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する時間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がないとき 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がないとき 2,500,000円

ウ 住居が半壊したとき 2,700,000円

エ 住居が全壊したとき 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がないとき 1,500,000円

イ 住居が半壊したとき 1,700,000円

ウ 住居が全壊したとき(エのときを除く。) 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失したとき(全壊、全焼又は流失のすべてを含む。) 3,500,000円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条に規定する内閣総理大臣が定める場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率の延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年条例第44号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年6月1日から適用する。

附 則（平成3年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、平成3年6月3日から適用する。

附 則（平成23年12月27日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月27日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岩倉市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月24日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

9 災害救助法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第2条 削除

(救助実施区域の公告)

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第4条 削除

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 令第3条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによりすることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

(物資の保管等に関する公用令書等)

第6条 規則第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第8条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第1
- 2 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第2
- 3 公用変更令書 様式第3
- 4 公用取消令書 様式第4

(受領書)

第7条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

(強制物件台帳)

第8条 第6条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(受領調書)

第9条 規則第2条第3項の受領調書は、様式第6による。

2 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 公用令書 様式第8
- 2 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第10)に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(様式第11)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書
- 2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

(実費弁償請求書)

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

(身分を示す証票)

第17条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

2 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類
- 2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類
- 3 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第15条関係）

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

（1） 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

（2） 時間外勤務手当

日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）第15条の規定の例により算定される額以内

（3） 旅費

職員等の旅費に関する条例（昭和29年愛知県条例第1号）別表第1の1による一般職員相当額以内

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のこの地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

別表第2 (第19関係)

対 象 者	扶 助 金 の 支 給 基 礎 額
法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者でない者	事故発生の年の前1年間におけるその者の所得(当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。)の額を365で除して得た額(以下「基準収入額」という。)に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。
法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者(以下「協力者」という。)	1 8,800円。ただし、この額が、その者の基準収入額を下回るときは、原則として、基準収入額に相当する額とするが、最高額は、14,100円とする。 2 次の各号のいずれかに該当する者で、事故の発生した日において、他に生計のみちがなく主として協力者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、前項の金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(協力者に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については367円)を、それぞれ加算して得た額 (1) 配偶者 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 身体又は精神に著しい障害がある者で終身労務に服することができないもの 3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額

様式第1

物資保管 第 号	物資保管 第 号																				
公 用 令 書 住 所 氏 名 (名称および 代表者氏名) 災害救助法第28条第1項の規定により、次のとおり物資の保管を命じます。 年 月 日 愛知県知事 氏 名 印 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数 量</th> <th>保 管 場 所</th> <th>保 管 期 間</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> 注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。	種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考																受 領 書 年 月 日 愛 知 県 知 事 殿 住 所 氏 名 (名称および 代表者氏名) 印 公用令書を受領しました。
種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考																	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第2

物資収用 施設管理 土地 家屋使用 物資 第 号	物資収用 施設管理 土地 家屋使用 物資 第 号																												
公 用 令 書 住 所 氏 名 (名称および 代表者氏名) 災害救助法第28条第1項の規定により、次のとおり収用管理します。 使用 年 月 日 愛知県知事 氏 名 印 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>種類名称</th> <th>数 量</th> <th>所在場所</th> <th>転 入 期 間</th> <th>引渡期日</th> <th>引渡場所</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> 注意 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。	種類名称	数 量	所在場所	転 入 期 間	引渡期日	引渡場所	備 考																						受 領 書 年 月 日 愛 知 県 知 事 殿 住 所 氏 名 (名称および 代表者氏名) 印 公用令書を受領しました。
種類名称	数 量	所在場所	転 入 期 間	引渡期日	引渡場所	備 考																							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第3

第 号 公 用 変 更 令 書 住 所 氏 名 (名称および 代表者氏名) 災害救助法第26条第1項の規定による処分（公用令書 年 月 日第 号）を、次のとおり変更しました。 年 月 日 愛知県知事 氏 名 印 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th style="width: 50%;">変更前の処分の内容</th> <th style="width: 50%;">変更後の処分の内容</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table> 注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。	変更前の処分の内容	変更後の処分の内容			公用変 更令書 第 号 受 領 書 年 月 日 愛知県知事 殿 住 所 氏 名 (名称および 代表者氏名) 印 公用変更令書を受領しました。
変更前の処分の内容	変更後の処分の内容				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第4

第 号 公 用 取 消 令 書 住 所 氏 名 (名称および 代表者氏名) 災害救助法第26条第1項の規定による処分（公用令書 年 月 日第 号）を取り消しました。 年 月 日 愛知県知事 氏 名 印 注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。	公用取 消令書 第 号 受 領 書 年 月 日 愛知県知事 殿 住 所 氏 名 (名称および 代表者氏名) 印 公用取消令書を受領しました。
--	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第 5

強 制 物 件 台 帳

公用令書	物 資 保 管	第 号	年 月 日					
	物 資 収 用							
	施 設 管 理							
	土 地 家 屋 使 用 物 資							
所有者の 住所および氏名 (名称および代表 者氏名)								
占有者の 住所および氏名 (名称および代表 者氏名)								
公用令書 の 内 容	種 類 名 称	数 量	保 管 場 所 ま た は 所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 期 日	引 渡 場 所	備 考
変更事項 お よ び その理由								
取消理由								
損失補償	種 類 名 称	請 求 額	請 求 年 月 日	請 求 書	補 償 額	補 償 年 月 日	備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 6

受 領 調 書

災害救助法第 26 条第 1 項の規定により 収用 する物資を、次のとおり受領しま
した。

よって、受領調書 2 通を作成し、それぞれ 1 通を所持するものとします。

年 月 日

受領者

愛知県事務（技術）吏員

氏

名

印

物資の所有者または占有者

氏

名

印

公 用 令 費	物 資 収 用	第 号	年 月 日
種類および数量	物 資 使 用		
受 領 年 月 日	年 月 日		
受 領 場 所			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式第 7

損 失 補 償 請 求 書

愛 知 県 知 事 殿

年 月 日

住 所 名
氏 氏 氏
(名称および
代表者氏名)

印

災害救助法第 26 条第 2 項において準用する同法第 23 条の 2 第 3 項の規定による損失補償として、下記の金額を請求します。

請求金額

円

請求理由

公用令費	物資保管	第 号	年 月 日
	物資収用		
	施設		
	土地		
	家屋		
	使用		
	物資		

添付書類

- 1 算出明細書
- 2 受領調書（写し）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式第8

(表)

災害命令 第 号 公 用 令 書 住 所 職 業 氏 名 年 月 日生 (名称および 代表者氏名) 災害救助法第24条第1項の規定により、次のとおり業務に 関する業務に従事することを命じます。 年 月 日 愛知県知事 氏 名 印 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">従事する業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事する場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事する期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>出勤する日時 および場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	従事する業務		従事する場所		従事する期間	年 月 日から 年 月 日まで	出勤する日時 および場所		備 考		災害命令 第 号 受 領 書 年 月 日 愛 知 県 知 事 殿 住 所 職 業 氏 名 年 月 日生 (名称および 代表者氏名) 印 公用令書を 午前 午後 時 分 受領しました。
従事する業務											
従事する場所											
従事する期間	年 月 日から 年 月 日まで										
出勤する日時 および場所											
備 考											

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚連続とする。

(裏)

	公用令書の交付を受けた者の心得 1 この令書を受領した時は、令書に添付してある受領書に 所要事項を記入し、記名押印のうえ、直ちに知事に提出し てください。 2 あなたは、この令書を持って指定の日時、場所に出席し、 係員に届け出てください。 3 あなたが負傷、病気等により指定の日時に出席できない 場合は、従事不能原因医師の診断書（やむを得ない事情に より医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書） を添えて、すみやかに知事に提出してください。 4 あなたが天災その他避けることのできない事故により指 定の日時、場所に出席できない場合は、従事不能原因市区 町村長、警察官、船長または船長等の証明書を添えて、す みやかに知事に提出してください。 5 あなたが正当な理由なくこの命令に従わないときは、災 害救助法第45条の規定により 8か月以下の懲役または 5万 円以下の罰金に処せられます。
--	---

様式第9

取消従事 命 令 第 号 公 用 取 消 令 書 住 所 職 業 氏 名 (名称および 代表者氏名) 災害救助法第24条第1項の規定による処分（公用令書 年 月 日 第 号）を取り消しました。 年 月 日 愛 知 県 知 事 氏 名 印 (注) この令書を受領した時は、右の受領書を直ちに提出 してください。	取消従事 命 令 第 号 受 領 書 年 月 日 愛 知 県 知 事 殿 住 所 氏 名 年 月 日生 (名称および 代表者氏名) 印 公用取消令書を受領しました。
--	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚連続とする。

救助従事者台帳

公 用 合 費		第 号	年 月 日
住 氏	所 名	職 業	
従事者	名称および代表者氏名	生年月日	
従事する業務			
従事する場所			
従事する期間	年 月 日から 年 月 日まで	日 間	
出頭する日時および期			
公用合費取消理由			
負傷、病弱、死亡事故発生の日時および場所			
事故発生の原因および状況			
傷病名、傷病の程度および身体状況			
備考			
氏 名	本人との 続 き 柄	生 年 月 日	職 業
		・ ・ ・	
		・ ・ ・	
		・ ・ ・	
実 費 弁 償 の 内 訳		支給年月日	備考
目 当	超過勤務 旅 費 計		
円	円	円	
扶助金の種類		金 額	支給年月日
扶 助 金			・ ・ ・
			・ ・ ・
			・ ・ ・
			・ ・ ・

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

従事不能届

愛知縣知事 殿

住 所
職 業
氏 名(名称および
代表者氏名)

年 月 日 生

印

災害救助法第24条第1項の規定による公用合費（第 号）の交付を受けましたが、下記の理由により、救助に関する業務に従事することができないので、関係書類を添えてお届けします。

年 月 日 従事命令

記

理 由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第12

実費弁償請求書				
愛知県知事 殿		年 月 日		
住所 職業 氏名 (名称および 代表者氏名)		印		
災害救助法第24条第5項の規定による実費弁償として、下記の金額を請求します。				
四				
請求金額				
公用令費	従事命令	第 号	年 月 日	
従事した業務				
従事した場所				
従事した期間	年 月 日	から	年 月 日まで	日間
添付書類 算出明細書				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第13

(表)

第 号	証 票
所 属 名	氏 名
上記の者は、災害救助法第27条の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。 なお、この証票の有効期間は、年 月 日までとする。	
年 月 日 交付	愛知県知事 氏 名 印

備考 用紙の大きさは、縦らセンチメートル、横りセンチメートルとする。

(裏)

災害救助法 決 意 第27条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物置を使用し、物置の保管を命じ、又は物置を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該吏員に施設、土地、家屋、物置の所在する場所又は物置を保管をさせる場所に立ち入り検査をさせることができる。 2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物置を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該吏員に当該物置を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。 3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。 4 当該吏員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合には、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
注意 1 この証票は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。 2 この証票は、有効期間が経過したとき、または不用品になったときは、すみやかに返還しなければならない。

療 養
休 業
障 害
遺 族
打 撃
切

扶助金支給申請書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所

氏 名

印

災害救助法第29条の規定による扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。

申請金額

円

公 用 令 書		第 号		年 月 日	
従事者または協力者	住 所 氏 名			職 業	
従事または協力していた救助業務					
事故発生の日時および場所					
事故発生の原因および状況					
傷病名、傷病の程度及び身体状況					
療養または休業を要する見込期間					
事故発生のとき、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との続 き 柄	生 年 月 日	職 業	備 考
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		

添付書類

算出明細書

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

１０ 災害救助法の適用基準

１ 適用の要件

- (1) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (2) 法による救助の要、否は市、(区)、町、村単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

２ 適用基準（災害救助法施行令第１条第１項）

(1) 住家等への被害が生じた場合

ア 市（区）町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき（第１号）。

市（区）町村の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000人〃上	40 〃
15,000人〃上	30,000人〃上	50 〃
30,000人〃上	50,000人〃上	60 〃
50,000人〃上	100,000人〃上	80 〃
100,000人〃上	300,000人〃上	100 〃
300,000人〃上		150 〃

イ 被害世帯数がアの基準に達しないが、県の住家滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合であって、市（区）町村の住家滅失世帯数が次に示す世帯数以上に達したとき（第２号）。

市（区）町村の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		15世帯
5,000人以上	15,000人〃上	20 〃
15,000人〃上	30,000人〃上	25 〃
30,000人〃上	50,000人〃上	30 〃
50,000人〃上	100,000人〃上	40 〃
100,000人〃上	300,000人〃上	50 〃
300,000人〃上		75 〃

ウ 被害世帯数がアまたはイの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市（区）町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第３号前段）。

エ 被害世帯数が、ア、イ及びウに該当しないが、下記の特別な事情がある場合であって市(区)町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第３号後段）。

- ・ 災害にかかった者に対被害世帯数する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(注) 適用の基準となる被害世帯数の換算時の計算は、次の方法による。

- ① 住家の滅失した世帯の算定にあたっては、全焼、全壊、流失等により住家の滅失した世帯数のほか、住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯においては2世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は、3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。

例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。

③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

④ 多数の世帯とは、四囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低5世帯以上をいう。

(2) 生命、身体への危害が生じた場合

被害が、ア、イ、ウ及びエに該当しないが、多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき（第4号）。

・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

1 1 水道災害相互応援に関する覚書

(趣 旨)

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、愛知県下その他の上水道事業者並びに三河山間水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助等との関係)

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(相互応援義務)

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急処置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資器材の提供
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県衛生部へ応援を要請する。
 - (2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。
 - (3) 県営水道受水団体は、県営水道の災害により応急給水の応援を必要とするときは、愛知県水道局へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県水道局は、地域会長に対して被災会員への応援について強力を依頼する。
- 2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。
- (1) 災害の状況
 - (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
 - (3) 必要とする職員の職種別人員
 - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員は、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、食糧置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同条第1号に要する必要については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担となる。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該賠償損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれを要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑 則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適 用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和 53 年 3 月 29 日

日本水道協会愛知県支部長 豊橋市長
愛知県公営企業管理者水道局長
名古屋市水道事業管理者水道局長
瀬戸市長
尾張旭市長
愛知中部水道企業団企業長
日本住宅公団中部支社長
半田市長
常滑市長
東海市長
大府市長
知多市長
愛知県三島水道企業団企業長
阿久比町長
東浦町長
南知多町長
美浜町長
武豊町長
一宮市水道事業等管理者
春日井市長
津島市長
犬山市長
江南市長
幸田町長
額田町長
藤岡町長
小原村長
足助町長
下山村長
旭町長
稲武町長
豊橋市水道事業管理者水道局長
豊川市長
蒲郡市長
新城市長
音羽町長
一宮町長

尾西市長
小牧市長
岩倉市長
春日村長
清洲町長
木曾川町長
七宝町長
美和町長
蟹江町長
佐織町長
八開村長
稲沢中島水道企業団企業長
西春日井郡頭部水道企業団企業長
海部南部水道企業団企業長
尾張北部水道企業団企業長
岡崎市長
碧南市長
刈谷市長
豊田市長
安城市長
知立市長
高浜市長
西三河南部水道企業団企業長
小坂井町長
御津町長
田原町長
赤羽根町長
渥美町長
設楽町長
東栄町長
豊根村長
富山村長
津具村長
鳳来町長
作手村長
立会人 愛知県衛生部長

1 2 愛知県内広域消防相互応援協定書

(目 的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町村等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町村等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は応援市町等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議の上決定するものとする。

(情報提供)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

名古屋市長
豊橋市長
岡崎市市長
一宮市長
瀬戸市長
知多中部広域事務組合管理者
半田市長
春日井市長
豊川市長
津島市長
豊田市長
新城市長
東海市長
大府市長
知多市長
尾張旭市長

西尾市長
蒲郡市長
犬山市市長
常滑市長
江南市長
尾西市市長
小牧市長
稲沢中島広域事務組合管理者
田原町長
渥美町長
衣浦東部広域連合長
西春日井広域事務組合管理者
海部東部消防組合管理者
尾三消防組合管理者
海部南部消防組合管理者
海部西部消防組合管理者

岩	倉	市	長
豊	明	市	長
長	久	手	長
木	曾	川	長
蟹	江	町	長
幸	田	町	長

丹羽	広域事務組合	管理者
幡豆郡	消防組合	管理者
知多南部	消防組合	管理者
あすけ	地域消防組合	管理者
渥	美	町
衣浦	東部広域連合	長

13 愛知県防災ヘリコプター支援協定

(目 的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第2項に基づき、愛知県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、愛知県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、消防組織法第30条第1項に基づき、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、愛知県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動がもっとも有効な場合

2 航空機の支援要請等については、「愛知県防災ヘリコプター緊急運行要領」に基づくものとする。

(防災航空機の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前項の規定による要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の活動)

第6条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空機の活動については、要請市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨要請市町村等の消防機関の現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第7条 愛知県は第4条に基づく支援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び防災航空グループに消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める愛知県防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適 用)

第10条 この協定は、平成19年8月1日から適用する。

平成8年10月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター応援協定」は平成19年7月31日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

愛知県知事 神 田 真 秋

岩倉市長 石 黒 靖 明

1 4 災害時の一般廃棄物及び下水処理に係る災害相互応援に関する協定書

(目 的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村」という。）が実施する一般廃棄物処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、市町村等の間に相互応援についての必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の円滑な処理を図り、もって生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、災害等のし尿及びごみ処理業務に関し、市町村等の相互間において締結するものとする。

(相互応援の範囲)

第3条 この協定における相互応援は、災害の発生に起因して、し尿又はごみの収集・運搬に支障が生じたとき、一般廃棄物処理施設の損傷によりし尿又はごみ処理が不能となったとき、あるいは当該処理施設の処理能力を著しく超えるし尿又はごみが発生したとき等で、応援を要請する市町村等（以下「要請市町村等」という。）と要請市町村等からの要請を受け応援を実施する市町村等（以下「応援市町村等」という。）の合意が整ったときに限るものとする。

(応援要請等)

第4条 この協定に基づく応援の要請は、要請市町村等の長が応援市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援の要請は、次の事項をできるだけ明確にし、とりあえず電話等により行い、後に速やかに文書で行うものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 応援の要請は、要請市町村の長が、第一次的には近隣の市町村等又は別表に掲げる同じブロックの市町村等の長に対し行い、更に必要がある場合には、別のブロックの市町村等の長に対し行うものとする。

4 市町村等は本協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及び斡旋を要請するものとする。

(応援の責務)

第5条 応援の要請を受けた市町村等は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援の要請を受けた市町村等の長は、前条の応援の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第7条 市町村等は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証明するため、本書 116 通を作成し協定市町村等の長が記名押印の上、各自 1 通を保管する。

平成 26 年 1 月 1 日

名古屋市長	東海市長	平和町長	額田町長
豊橋市長	大府市長	七宝町長	三好町長
岡崎市長	知多市長	美和町長	藤岡町長
一宮市長	尾張旭市長	甚目寺町長	小原村長
瀬戸市長	高浜市長	大治町長	足助町長
半田市長	岩倉市長	蟹江町長	下山村長
春日井市長	豊明市長	十四山村長	旭町長
豊川市長	日進市長	飛鳥町長	設楽町長
津島市長	東郷町長	弥富町長	東栄町長
碧南市長	長久手町長	佐屋町長	豊根村長
刈谷市長	西枇杷島町長	立田町長	富山村長
豊田市長	豊山町長	八開町長	津具村長
安城市長	師勝町長	佐織町長	稲武町長
西尾市長	西春町長	阿久比町長	鳳来町長
蒲郡市長	春日町長	東浦町長	作手村長
犬山市長	清洲町長	南知多町長	音羽町長
常滑市長	新川町長	美浜町長	一宮町長
江南市長	大口町長	武豊町長	小坂井町長
尾西市長	扶桑町長	一色町長	御津町長
小牧市長	木曾川町長	吉良町長	田原町長
稲沢市長	祖父江町長	吉幡町長	赤羽根町長
新城市長		幸田町長	渥美町長

愛北衛生処理組合	管	理者	江	南	市	長
中部知多衛生組合	管	理者	常	滑	市	長
新城衛生施設組合	管	理者	新	城	市	長
東部知多衛生組合	管	理者	大	府	市	長
衣浦衛生組合	管	理者	高	浜	市	長
西尾幡豆広域圏組合	管	理者	西	尾	市	長
常滑武豊衛生組合	管	理者	武	豊	町	長
蒲郡幸田町衛生組合	管	理者	蒲	郡	市	長
豊川宝飯衛生組合	管	理者	豊	川	市	長
逢妻衛生処理組合	管	理者	豊	田	市	長

[illegible][illegible]

15 災害時における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、尾張北部広域行政圏を構成する市町（春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町）において、大規模な災害が発生し、被災市町のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における協定市町間の相互応援協力について必要な事項を定めるものとする。

(応援要請及び連絡窓口)

第2条 協定市町は、あらかじめこの協定に基づく相互応援協力の連絡窓口として、連絡担当部局を定めるものとし、応援の要請は、当該市町の連絡担当部局を通じて行うものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (5) 被災者に対する一時的な避難施設等の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊の活動は、要請市町の指揮のもとに行うものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

(連絡会議)

第6条 協定事項の円滑な推進を図るため、原則として年1回、協定市町間において連絡会議を開くものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市町はこの協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(報 告)

第8条 応援を行った市町の長は、応援活動の結果を速やかに応援を要請した市町の長に報告するものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定と他に締結された協定等との関係については、別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第11条 この協定は、平成8年9月1日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、協定市町の長が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成8年8月30日

春	日	井	市	長	鵜	飼	一	郎
犬	山	市	長	石	田	芳	弘	
江	南	市	長	大	池	良	平	
小	牧	市	長	中	野	直	輝	
岩	倉	市	長	石	黒	靖	明	
大	口	町	長	鈴	木	正	博	
扶	桑	町	長	澤	田		夫	

16 災害時における飲料水の供給に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、岩倉市内で地震等の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において岩倉市（以下「甲」という。）がミヨシ油脂株式会社名古屋工場（以下「乙」という。）に飲料水の供給に関する協力を要請する手続き等を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙の協力内容は、甲が実施する応急給水に対する飲料水の供給とする。

(協力の要請)

第3条 甲は災害時において、飲料水の供給を必要とするときは、乙の保有する飲料水を応急給水用として提供することを要請することができる。

(協 力)

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、業務に支障のない範囲において、協力するものとする。

(要請の手続)

第5条 甲は、乙に対してこの協定による協力を要請するときは、要請の理由、内容、期間その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

(供給の方法)

第6条 供給は、甲が所有する大型水そう車、給水タンク、給水ポリ容器等をもって、乙があらかじめ指定した場所から給水を受ける。

(費 用)

第7条 乙の協力に係る飲料水及びその供給に要する費用は無償とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし期限満了の3か月前までに甲、乙いずれからの申し出がない限り、更に1年引き続きその効力を有するものとし以後同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ解決をはかるものとする。この協定を証するため、協定書2通を作成し、双方著名押印のうえ、各1通を保持する。

昭和61年12月1日

甲 岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩 倉 市 長 成 瀬 三 朗

乙 愛知県岩倉市野寄町西出 1366
ミヨシ油脂株式会社名古屋工場
取締役工場長 小野田 晁 治

１７ 災害時における飲料水の供給に関する協定書

(趣 旨)

第１条 この協定は、岩倉市内で地震等の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において岩倉市（以下「甲」という。）が石塚硝子株式会社（以下「乙」という。）に飲料水の供給に関する協力を要請する手続き等を定めるものとする。

(協力の内容)

第２条 乙の協力内容は、甲が実施する応急給水に対する飲料水の供給とする。

(協力の要請)

第３条 甲は災害時において、飲料水の供給を必要とするときは、乙の保有する飲料水を応急給水用として提供することを要請することができる。

(協 力)

第４条 乙は、甲から要請を受けたときは、業務に支障のない範囲において、協力するものとする。

(要請の手続)

第５条 甲は、乙に対してこの協定による協力を要請するときは、要請の理由、内容、期間その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

(供給の方法)

第６条 供給は、甲が所有する大型水そう車、給水タンク、給水ポリ容器等をもって、乙があらかじめ指定した場所から給水を受ける。

(費 用)

第７条 乙の協力に係る飲料水及びその供給に要する費用は無償とする。

(有効期間)

第８条 この協定の有効期間は、協定の日から１年とする。ただし期限満了の３か月前までに甲、乙いずれからの申し出がない限り、更に１年引き続きその効力を有するものとし以後同様とする。

(協 議)

第９条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ解決をはかるものとする。この協定を証するため、協定書２通を作成し、双方著名押印のうえ、各１通を保持する。

昭和 61 年 12 月 1 日

甲 岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩倉市長 成瀬三朗

乙 名古屋市昭和区高辻町 11 番 15 号
石塚硝子株式会社
取締役社長 石塚芳三

18 災害時における飲料水の供給に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、岩倉市内で地震等の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において岩倉市（以下「甲」という。）がユニー株式会社（以下「乙」という。）に飲料水の供給に関する協力を要請する手続き等を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙の協力内容は、甲が実施する応急給水に対する飲料水の供給とする。

(協力の要請)

第3条 甲は災害時において、飲料水の供給を必要とするときは、乙の保有する飲料水を応急給水用として提供することを要請することができる。

(協 力)

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、業務に支障のない範囲において、協力するものとする。

(要請の手続)

第5条 甲は、乙に対してこの協定による協力を要請するときは、要請の理由、内容、期間その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

(供給の方法)

第6条 供給は、甲が所有する大型水そう車、給水タンク、給水ポリ容器等をもって、乙があらかじめ指定した場所から給水を受ける。

(費 用)

第7条 乙の協力に係る飲料水及びその供給に要する費用は無償とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし期限満了の3か月前までに甲、乙いずれからの申し出がない限り、更に1年引き続きその効力を有するものとし以後同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ解決をはかるものとする。この協定を証するため、協定書2通を作成し、双方著名押印のうえ、各1通を保持する。

昭和61年12月1日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市長 成瀬三朗

乙 名古屋市中村区名駅二丁目45番19号
ユニー株式会社
取締役 西川俊男

※令和6年1月1日付けで、新たに協定を締結したことにより廃止

１９ 災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定書

(協定の趣旨)

第１条 この協定は、岩倉市地域防災計画に基づき、岩倉市（以下「甲」という。）がユニー岩倉店（以下「乙」という。）に災害時における被災者への食糧・生活必需品等の調達に関する協定を要請するときの手続き等を定めるものとする。

(協力の要請)

第２条 甲は災害が発生し、甲のみでは十分な供給が困難な場合には、状況により、乙に対し乙の調達できる範囲内で協力を要請することができる。

(調達品の提供)

第３条 乙は、甲の要請があったときは、特別な理由がない限り甲に対し次の事項に掲げるものを提供する。

- (１) 食糧の提供
- (２) 被服・下着・寝具・衛生用品の提供
- (３) 防災に関する器材の提供

(費用負担)

第４条 甲の使用した食糧・生活必需品等に要する費用は甲が負担する。

(代金の請求)

第５条 乙は、食糧・生活必需品等の提供が完了した後、甲の認定を受けて、災害発生前における通常の費用を甲に請求するものとする。

(協定期間)

第６条 協定期間は平成８年３月１日から平成９年２月２８日までとする。ただし、有効満了１ヶ月前までに甲、乙いずれからも何等の申出がない場合は、この協定の有効期間をさらに１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

甲、乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記入押印のうえ、その１通を保有する。

平成８年２月１９日

甲 岩倉市栄町一丁目 ６６番地
岩倉市
岩倉市長 石黒靖明

乙 岩倉市旭町一丁目 ２５番地
ユニー岩倉店
店長 三雲昇

※令和６年１月１日付けで、新たに協定を締結したことにより廃止

20 災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、岩倉市地域防災計画に基づき、岩倉市（以下「甲」という。）がユニー岩倉店（以下「乙」という。）に災害時における被災者への食糧・生活必需品等の調達に関する協定を要請するときの手続き等を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は災害が発生し、甲のみでは十分な供給が困難な場合には、状況により、乙に対し乙の調達できる範囲内で協力を要請することができる。

(調達品の提供)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、特別な理由がない限り甲に対し次の事項に掲げるものを提供する。

- (1) 食糧の提供
- (2) 被服・下着・寝具・衛生用品の提供
- (3) 防災に関する器材の提供

(費用負担)

第4条 甲の使用した食糧・生活必需品等に要する費用は甲が負担する。

(代金の請求)

第5条 乙は、食糧・生活必需品等の提供が完了した後、甲の認定を受けて、災害発生前における通常の費用を甲に請求するものとする。

(協定期間)

第6条 協定期間は平成8年3月1日から平成9年2月28日までとする。ただし、有効満了1ヶ月前までに甲、乙いずれからも何等の申出がない場合は、この協定の有効期間をさらに1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

甲、乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記入押印のうえ、その1通を保有する。

平成13年7月12日

甲 岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩 倉 市
岩 倉 市 長 石 黒 靖 明

乙 岩 倉 市 八 剣 町
ユ ー ス ト ア 八 剣 店
代 表 者 川 口 修 史

※令和6年1月1日付けで、新たに協定を締結したことにより廃止

2 1 災害時における相互応援協定

岩倉市、和泉村は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結するものとする。

(趣 旨)

第1条 岩倉市、和泉村は、相互の友好、信頼の精神に基づき、市・村の地域で大規模な災害が発生あるいは発生するおそれがある場合に、それぞれの異なる双方の特色を生かして互いに応援・協力し、災害時の応急対策及び復旧対策を支援するものとする。

(応援内容)

第2条 この協定に基づく応援・協力事項は、次に掲げるものとし、お互いに過剰な負担とならない範囲で行うものとする。

- (1) 食料、飲料水その他救援物資の提供
- (2) 施設の応急復旧に必要な資材・機材の提供
- (3) 救援及び応急復旧に必要な人員の派遣
- (4) その他特に要請のあった事項

(協 議)

第3条 この協定の実施方法等については、双方で協議して定めるものとする。

平成8年9月30日

愛知県岩倉市長

福井県和泉村長

２ ２ 災 害 時 に お け る 相 互 応 援 協 定 確 認 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７条第１項の規定により、平成１７年１１月７日から大野郡和泉村を廃し、その区域を大野市に編入したことから、岩倉市と大野市は、平成８年９月３０日付けで岩倉市と和泉村との間で締結した災害時における相互応援協定について、次のとおり確認する。

- １ 和泉村が締結した災害時における相互応援協定については、平成１７年１１月７日に大野市に引き継がれた。
- ２ 応援の対象地域は、大野市と岩倉市の相互の地域である。

この確認書の締結を証するため、この協定書２通を作成し、両者署名のうえ、各１通を保有するものとする。

平成１９年１月１７日

愛知県岩倉市長 石 黒 靖 明

福井県大野市長 岡 田 高 大

２３ 災害支援協力に関する協定

(趣 旨)

第１条 協定は、災害時に岩倉市地域防災計画に基づき速やかに応急対策を行うため、岩倉市（以下「甲」という。）と愛知県エルピーガス協会尾張支部愛北分会愛北液化ガス共同組合（以下「乙」という。）との間において災害時の支援協力体制について必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第２条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 項第 1 号に定める災害をいう。

(支援の種類)

第３条 この協定に基づき乙が実施する支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 避難場所等への燃焼器具及びエルピーガスの供給
- (2) 仮設住宅へのエルピーガス消費設備の設置及びエルピーガスの供給
- (3) エルピーガス消費設備の被害状況調査及び応急復旧活動
- (4) その他の被害情報の提供

(支援の要請)

第４条 甲は、応急対策を行うため、乙の支援を受けようとする場合には、次の事項を明らかにして電話等により要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 支援の種類
- (3) 支援の具体的な内容及び数量
- (4) 支援を希望する期間

(支援の実施)

第５条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により連絡するものとする。

(経費の負担)

第６条 乙が甲の要請により支援に要した経費については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

(災害対策本部への派遣)

第７条 乙は、甲からの要請があった場合は、甲の災害対策本部に会員を派遣するものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第８条 甲及び乙は、第 3 条に掲げる事項を迅速かつ正確に実施するため、平素から連絡体制の整備に努めるものとする。

(資器材の整備)

第９条 乙、災害支援に必要な資器材の充実に努めるものとする。

(防災訓練への参加)

第１０条 乙は、甲から防災訓練への参加要請があった場合には、積極的に参加するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から3年とする。

前項の期間満了の日の1月前までに甲、乙いずれから異義の申立てがないときは、更に3年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

(適 用)

第13条 この協定は、平成13年8月1日から適用する。

2 この協定を証するため、本協定書2通を作成しそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成13年8月1日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市 代表者 市長 石黒靖明

乙 江南市東野町神田6番地

愛知県エルピーガス協会尾張支部愛北分会

愛北液化ガス協同組合 理事長 古田茂隆

2 4 災害時における応急対策業務に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、岩倉市地域防災計画に基づき速やかに応急対策を行うため、岩倉市（以下「甲」という。）と岩倉市建設協力会（以下「乙」という。）との間において、災害時の協力体制について必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲のみでは十分な応急対策を実施することができない場合は、乙に対し災害応急対策業務への協力を要請することができる。

(建設資機材等の提供)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に対し速やかに建設資機材、労力等を提供するものとする。

(費用の負担)

第4条 乙が前条に基づく協力を要した費用については、甲乙協議の上決定し、甲が負担する。

(補 償)

第5条 この協定に基づき応急措置の業務に従事した者が、建設業務に従事したことにより死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、岩倉市消防団員等公務災害補償条例（昭和46年岩倉市条例第80条）の規定を適用し、その損害を補償する。

(実施細目)

第6条 この協定の実施に関し必要な細目事項については、甲、乙双方が協議して別に定めるものとする。

(疑義の協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙双方が協議の上、決定するものとする。

(適 用)

第8条 この協定は、平成14年7月25日から適用する。

2 この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成14年7月25日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市代表者

岩倉市長 石 黒 靖 明

乙 岩倉市八剣町1721-1

岩倉市建設協力会

会 長 栗 本 幸二郎

2 5 災害時非常無線通信の協力に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条第 4 号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の非常通信について、岩倉市（以下「甲」という。）と岩倉アマチュア無線クラブ、岩倉 4 4 ハムクラブ及び岩倉市役所アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）の間において協力を求める場合について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

(協力の要請)

第3条 甲は、岩倉市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することが著しく困難であり、災害情報の収集及び伝達について、乙の協力を必要とするときは、乙に加入している無線局に協力を要請することができるものとする。

2 前項により要請を受けた乙は、情報の収集及び提供を行うものとする。

(協力要請の手続き)

第4条 乙に協力を要請する場合の要請手続きは、総務部危機管理課が行うものとする。

(通信統制)

第5条 無線局が第 3 条第 2 項の規定により通信活動を行う場合は、総務部危機管理課の制に従うものとする。

(無線局の設置場所)

第6条 固定無線局は市役所内に 2 波（145.44MHz ・ 433.70MHz ）設置するものとする。

(運用訓練)

第7条 無線局の効率的運用を図るため、定期的に通信訓練を行わなければならない。

(疑義の協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙双方が協議して別に定めるものとする。

(適 用)

第9条 この協定は、平成 15 年 11 月 1 日から適用する。

この協定を証するため、本協定書 4 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 15 年 10 月 14 日

甲 岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩倉市代表者
岩倉市長 石 黒 靖 明

乙ー1 岩倉アマチュア無線クラブ
代 表 者 吉 田 豊

乙ー2 岩倉 4 4 ハムクラブ
代 表 者 古 川 敏 雄

乙ー3 岩倉市役所アマチュア無線クラブ
代 表 者 香 川 満

26 災害医療救護に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。代表者、岩倉市長）と（社）岩倉市医師会（以下「乙」という。代表者、岩倉市医師会長）は、災害が発生した場合の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、岩倉市地域防災計画に定める災害が発生した場合、甲が乙の協定を得て行う医療救護を円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、前条に基づく医療救護（以下「医療救護」という。）を行う必要が生じた時

は、医師及び看護師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を、乙に対して要請するものとする。

2 乙は、甲の要請を受けた時は医療救護班を編成し、速やかに派遣するものとする。

3 医療救護班に係る指揮、命令及び救護活動の連絡調整については、甲が指定する者が行う。

4 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医療救護）

第3条 医療救護は、医療救護班により甲が設営する「応急救護所」及び「岩倉市休日急病診療所」で行うことを原則とし、その業務は次項の範囲にとどめ、極力後方医療機関へ転送し行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次の各号に掲げるものとする。

（1） 傷病者に対する診断と応急処置

（2） 傷病者の後方医療機関への転送の可否と転送順位の決定

（3） 助産

（4） 死亡の確認と検索

（5） 死体の処置

3 甲は、傷病者の転送先の後方医療機関を「臨時救護所」とし、甲及び乙は、当該医療機関の協力が得られるよう取り計らうものとする。

4 乙は、災害の事態が急迫し、甲による医療救護の実施要請を待つ事ができない場合は、医療救護を開始することができるものとし、その状況を直ちに甲に報告したうえ、その後の処理に関して指示を受けるものとする。

（巡回診察）

第4条 医療救護班は、前条に定める医療救護のほか避難所における避難者の健康保持のため甲から要請を受けた場合は、避難所の巡回診療を行うものとする。

（医薬品等の供給）

第5条 医療救護及び巡回診療（以下「医療救護等」という。）に必要な医薬品、医療材料、

診断器具、その他医療関係物品（以下「医薬品」という。）は、緊急の場合は、乙又はその会員の手持ちのものを使用し、なお、不足する場合は、原則として甲が調達するものとする。

（報 告）

第6条 医療救護等を実施した場合、医療救護班の班長及び乙の会員である臨時救護所の責任者は、必要な記録を行うとともに、業務の実績を医師会責任者に報告するものとする。

2 乙は、その全容を甲に報告するものとする。

（費用の弁償）

第7条 甲は、この協定による医療救護等に乙が要した費用を弁償する。

2 乙が要した費用とは、次の各号によるものをいう。

- (1) 医療救護班を派遣した時に要した所定の人件費及び諸経費
- (2) 医療救護班が調達した医薬品等の費用
- (3) 医療救護班員の使用備品又は臨時救護所の設備若しくは備品が当該救護活動において損傷を受けた場合には、それらを現状回復に要する費用
(扶助金)

第8条 甲は、医療救護班員が医療救護等において負傷し、疾病にかかり又は死亡した時は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考にして、乙に支給するものとする。

(医事紛争)

第9条 医療救護班が医療救護等により傷病者との間に紛争が生じた時は、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた甲は、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議するものとする。

(補 則)

第11条 本協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(附 則)

1 この協定書の有効期間は、平成18年3月1日から1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がない時は、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

2 この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印し、双方1通を保有する。

平成18年3月1日

甲 岩倉市
岩倉市長 石 黒 靖 明

乙 (社) 岩倉市医師会
会 長 井 上 隆 義

27 名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの

災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、名古屋市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市及び弥富市（以下「市町村」という。）において、地震、風水害等による広域的かつ大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資供給を必要とする市町村に迅速かつ円滑に供給が行えるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(協定当事者)

第2条 この協定は、市町村（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）との間において締結するものとする。

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める協力事項は、甲の全部又は一部が災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づく救助の対象となった場合において、甲が乙に対し応急生活物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

2 前項の要請は、災害救助法第2条の規定に基づく救助の対象如何にかかわらず、甲がそれぞれに行うことができるものとする。

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、愛知県を通じて行うものとする。

2 甲は、前条の要請を行うときは、愛知県に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項の規定に基づく応急措置として、乙に対して応急生活物資の供給の要請を行うよう、求めるものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第5条 乙は、第3条の規定に基づく要請を受けたときは、応急生活物資の供給に係る協力を積極的に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第6条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、必要に応じて応急生活物資の運搬の協力を求めることができる。

(費用負担)

第7条 乙が供給した応急生活物資の対価及びその運搬の費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成26年7月22日から施行する。

この協定を証するため本書４０通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

平成２６年７月２２日

甲 愛西市長 日永 貴章
阿久比町長 竹内 啓二
あま市長 村上 浩司
一宮市長 谷 一夫
稲沢市長 大野 紀明
犬山市長 田中 志典
岩倉市長 片岡 恵一
大口町長 鈴木 雅博
大治町長 村上 昌生
大府市長 久野 孝保
尾張旭市長 水野 義則
春日井市長 伊藤 太
蟹江町長 横江 淳一
刈谷市長 竹中 良則
北名古屋市長 長瀬 保
清須市長 加藤 静治
江南市長 堀 元
小牧市長 山下 史守朗
瀬戸市長 増岡 錦也
武豊町長 粂山 芳輝
知多市長 宮島 壽男
津島市長 日比 一昭
東海市長 鈴木 淳雄
東郷町長 川瀬 雅喜
常滑市長 片岡 憲彦
飛島村長 久野 時男
豊明市長 石川 英明
豊田市長 太田 稔彦
豊山町長 鈴木 幸育
長久手市長 吉田 一平
名古屋市長 河村 たかし
日進市長 萩野 幸三
半田市長 榊原 純夫
東浦町長 神谷 明彦
扶桑町長 江戸 満
南知多町長 石黒 和彦

美浜町長 山下 治夫

みよし市長 小野田 賢治

弥富市長 服部 彰文

乙 生協法人 生活協同組合コープあいち
理事長 夏目 有人

28 地域ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、大規模な地震・風水害等の災害により住民生活に甚大な支障が生じた場合に、被災住民の速やかな自立・復興を行うボランティア活動を効率的・効果的に展開するために、岩倉市が社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に、岩倉市地域ボランティア支援本部（以下「支援本部」という。）の開設・運営等に関して協力を求めるに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(支援本部の開設)

第2条 岩倉市は、大規模な災害が発生したとき、社協と協議し、支援本部を岩倉市役所に開設する。ただし、被災状況に応じて、広域ボランティア支援本部等からの要請により、支援本部を開設することもあることとする。

2 岩倉市は、支援本部の開設に当たっては、ボランティアと被災地の住民等からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター等の派遣を社協に要請し、体制を整える。

3 社協は、前項の要請があった場合には、速やかにボランティアコーディネーター等を派遣するよう努めるものとする。

(支援本部の運営)

第3条 岩倉市は、支援本部の運営及び必要な情報の提供・資機材の補充・支援本部の体制の充実等について、全面的に協力する。

(支援本部の閉鎖)

第4条 ボランティアによる災害救援活動が概ね完了したときは、支援本部の閉鎖について、岩倉市は社協と協議する。

2 支援本部を閉鎖するときは、当該活動にかかる必要事項について社協の関係機関に速やかに報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 岩倉市は、原則として、支援本部に必要な経費を負担するものとする。

ただし、災害救援ボランティア活動に関連する民間資金の活用が得られるよう努めるものとする。

(平常時の協力活動)

第6条 岩倉市は、平常時から社協とともに、支援本部の設置・運営について協議及び訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度岩倉市及び社協が協議して定めるものとする。この協定の成立を証するため、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成２１年８月１０日から適用する。

岩倉市

岩倉市長 片 岡 恵 一

社会福祉法人

岩倉市社会福祉協議会

会長 大 野 勲 臣

２９ 災害時における応急対策（建築）の協力に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）と岩倉市建築災害協力会（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然災害により、甲の管理する建築物及び施設（以下「公共施設」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧その他応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第２条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（１）災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条第１項の規定に基づき、岩倉市地域防災計画により岩倉市災害対策本部が設置され、かつ、市の大部分に大規模な被害が認められた場合

（２）その他前号と同程度の災害で、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策の内容）

第３条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は、次のとおりとする。

（１）甲が管理する公共施設の機能の確保（指定避難施設の応急危険度判定）等緊急を要する公共施設の応急復旧作業

（２）緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送

（３）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力要請）

第４条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できないときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

２ 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、自ら他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するとともに、会員に対しても応急対策に万全を期するよう要請するものとする。

（建設資機材等の報告）

第５条 乙は、災害時に協力できる建設資機材等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

２ 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

３ 乙は、災害時に協力できるよう常に建設資機材等の整備に努めるものとする。

（要請の方法）

第６条 甲は、第４条第１項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所及び必要資機材その他必要な事項を明らかにして、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により行い、その後速やかに書面を交付するものとする。

（完了の報告）

第７条 乙は、甲から要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して書面により次の事項について報告するものとする。ただし、書面をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 応急対策に従事した施工業者名及び人数、車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳
 - (2) 応急対策の内容
 - (3) その他必要事項
- (費用の負担)

第8条 乙及びその会員が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

- 2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づき応急措置の業務に従事した者が、建設業務に従事したことにより死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、岩倉市消防団員等公務災害補償条例（昭和46年岩倉市条例第80号）の規定を適用し、その損害を補償する。

(疑義の協議)

第10条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲、乙双方が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後の期間満了時においても、同様とする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年 4月 1日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市代表者
岩倉市長 片岡 恵一

乙 岩倉市大市場町郷廻234番地
岩倉市建築災害協力会
会長 丹羽 規之

30 災害時の歯科医療救護に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）と一般社団法人尾北歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、岩倉市地域防災計画に定める災害が発生した場合、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護を円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、前条に基づく歯科医療救護を行う必要が生じた時は、歯科医師歯科衛生士及びその他必要とする者で編成する歯科医療救護班の派遣を、乙に対して要請するものとする。

2 乙は、甲の要請を受けた時は歯科医療救護班を編成し、速やかに派遣するものとする。

3 歯科医療救護班に係る指揮、命令及び救護活動の連絡調整については、甲が指定する者が行う。

4 歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（歯科医療救護）

第3条 歯科医療救護は、歯科医療救護班により甲が設営する応急救護所または避難所で行うことを原則とし、その業務は次項の範囲にとどめ、極力後方歯科医療機関へ転送し行うものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次の各号に掲げるものとする。

（1）歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

（2）死亡者の身元確認に関すること。

（3）その他医療救護を実施する上で必要な措置

3 甲は、傷病者の転送先の後方歯科医療機関を「臨時救護所」とし、甲及び乙は、当該歯科医療機関の協力が得られるよう取り計らうものとする。

4 乙は、災害の事態が急迫し、甲による歯科医療救護の実施要請を待つ事が出来ない場合は、歯科医療救護を開始することが出来るものとし、その状況を直ちに甲に報告したうえ、その後の処理に関して指示を受けるものとする。

（巡回診療）

第4条 歯科医療救護班は、前条に定める歯科医療救護のほか避難所における避難者の健康保持のため甲から要請を受けた場合は、避難所の巡回診療を行うものとする。

（医薬品等の供給）

第5条 歯科医療救護及び巡回診療（以下「医療救護等」という。）に必要な医薬品、医療材料、診断器具、その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、緊急の場合は、乙又はその会員の手持ちのものを使用し、なお不足する場合は、原則として甲が調達するものとする。

（報 告）

第6条 医療救護等を実施した場合、歯科医療救護班の班長及び乙の会員である臨時救護所の責任者は、必要な記録を行うとともに、業務の実績を乙の責任者に報告するものとする。

2 乙は、その全容を甲に報告するものとする。

（費用の弁償）

第7条 甲は、この協定による歯科医療救護等に乙が要した費用を弁償する。

2 乙が要した費用とは、次の各号によるものをいう。

- (1) 歯科医療救護班を派遣した時に要した所定の人件費及び諸経費
- (2) 歯科医療救護班が調達した医薬品等の費用
- (3) 歯科医療救護班員の私用備品又は臨時救護所の設備若しくは備品が当該救護活動において損傷を受けた場合には、それらを現状回復に要する費用
(扶助金)

第8条 甲は、歯科医療救護班員が医療救護等において負傷し、疾病にかかり又は死亡した時は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考にして、乙に支給するものとする。

(医事紛争)

第9条 歯科医療救護班が医療救護等により傷病者との間に紛争が生じた時は、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた甲は、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議するものとする。

(補 則)

第11条 本協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(附 則)

1 この協定書の有効期間は、平成26年8月1日から1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がない時は、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

2 この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙記名捺印し、それぞれ1通を保有する。

平成26年8月1日

甲 岩倉市
岩倉市長 片岡 恵一

乙 一般社団法人尾北歯科医師会
会長 梶浦 哲也

一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会
地区長 服部 徹

3 1 災害時の医療救護に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）と尾北薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岩倉市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において「災害」とは、災害救助法の適用となるもの、その他地域防災計画に基づき甲が乙に出動を要請する必要を生じさせる規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）をいう。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、医療救護を実施する必要があると認める場合は、乙に対し薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）の派遣を要請するものとし、乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を編成し、避難場所及び医薬品等の集積場所、その他甲が指定する場所において、医療救護活動を行うものとする。

2 乙は、災害発生時において甲と連絡が不能の場合その他緊急かつやむを得ない場合、自ら被害状況等についての情報収集を行い、その結果医療救護を実施する必要があると認めたときは、乙の判断により前項の避難場所等に薬剤師班を派遣するものとする。

3 乙は、前項の規定により薬剤師班を派遣した場合、速やかに甲にその旨を報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が薬剤師班の派遣を承認したときは当該薬剤師班の派遣は、甲の要請に基づいて行われたものとみなす。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、避難場所及び医薬品等の集積場所、その他甲が指定する場所において医療救護活動を行うものとする。

（指示及び連絡調整）

第4条 乙が派遣する薬剤師班の医療救護活動に係わる指示及び連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の供給への協力
- (2) 医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
- (3) 医薬品等の保管・管理への協力

（医薬品等の供給）

第6条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、薬剤師班が携行するものを含め、乙が供給するものを使用することができる。

（活動記録及び報告）

第7条 乙の派遣する薬剤師班の班長は、医療救護活動に係わる記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、乙の派遣する薬剤師班の班員に業務災害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙の派遣した薬剤師班の医療救護活動に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の派遣に要した人件費及び諸経費

(2) 乙が供給した医薬品等（乙の派遣する薬剤師班の携行品を含む）の経費

(扶助金)

第9条 甲の要請により乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動に係わる業務災害に対しては、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例を参考にして、甲が扶助金を支給するものとする。

(細目)

第10条 この協定に定めるほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙が協議して定める。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年 7月15日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市
代表者 岩倉市長 片岡 恵一

乙 犬山市大字塔野地字清水5番地1
尾北薬剤師会
会 長 間宮 進

3 2 災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省中部地方整備局長(以下「整備局長」という。)と、岩倉市長(以下「市長」という。)とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の実施)

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 岩倉市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 岩倉市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

(情報交換の内容)

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

(現地情報連絡員(リエゾン)の派遣)

第3条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員(リエゾン)を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第4条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第5条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市町村長が協議のうえ、これを定めるとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保有する。

平成 23 年 7 月 12 日

名古屋市中区三の丸二丁目 5 番地 1 号
国土交通省 中部整備局長 富田 英治

岩倉市栄町一丁目 6 6 番地
岩倉市長 片岡 恵一

(立会人)
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番地 2 号
愛知県 防災局長 中野 秀秋

3 3 災害時における支援協力に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）とセッツカートン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所生活に必要な段ボール製品等（以下「物資」という。）の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岩倉市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

（物資の種類）

第6条 甲が乙に要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の手続）

第4条 甲は、物資調達要請書（別紙様式）により、乙に対して物資の調達の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（調達の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、その要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の出荷見通しを甲に連絡するものとする。

（運搬）

第6条 災害発生直後の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 交通規制の解除以後の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、運搬が困難なときは、乙は、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（物資の代金等）

第7条 甲が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、第4条の要請時直前における価格を参考に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第8条 乙は、前条の規定による代金等の決定後、納品書及び請求書により、代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認後、速やかに代金等を支払うものとする。

（報告）

第9条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して連絡責任者、在庫品目、数量等について資料の提出を求めることができる。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月以内に、甲乙いずれからこの協定の延長について何らかの申出がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(事業所運営)

第11条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年10月31日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市
代表者 岩倉市長 片岡恵一

乙 大阪府大阪市西淀川区御幣島二丁目15番28号
みてじまグリーンビル5階
セッツカートン株式会社
代表取締役社長 岩本英昭

3 4 災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用 することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）が避難を必要とする場合に、岩倉市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人一期一会福祉会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、一般の避難所では、避難生活を送ることが困難な要配慮者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 岩倉一期一会荘
- (2) 岩倉一期一会荘 花むすび

(受入対象者)

第4条 受入対象者となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市の認めた要配慮者のうち、高齢者
- (2) その他の要配慮者

(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受け人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の要請により、避難が必要な要配慮者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確

保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別に決定する。

(締結に伴う効力の廃止)

第12条 この協定の締結に伴い、平成23年11月19日締結の岩倉市と社会福祉法人一期一会福祉会との災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書は廃止する。

この協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和4年1月12日

(甲) 岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市

代表者 岩倉市長 久保田 桂朗

(乙) 岩倉市北島町二本木7番地

社会福祉法人一期一会福祉会

理事長 臼井 和香奈

35 災害時における食糧供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、岩倉市（以下「甲」という。）と、株式会社 アイラ（以下「乙」という。）が協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、食糧供給等の協力に関する事項について必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行ったときとする。

(食糧供給の要請手続等)

第3条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(食糧供給の協力)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(食糧の運搬)

第5条 食糧の運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

(費用の負担)

第6条 第4条及び前条の規定により乙が供給した食糧の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が取扱商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(協議等)

第7条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙とは、定期的に協議を行うものとする。

2 甲と乙とは、連絡体制等について、支障をきたさないよう常に点検をするとともに、変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、この協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも異議の申し立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 5月 1日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市
代表者
岩倉市長 片岡 恵一

乙 瀬戸市日の出町20番地1
株式会社 アイラ
代表取締役 吉田 幸司

協業先の2社のうち、製パン工場が一社廃業、残る一社は学校給食専業となり、学校給食以外への供給が不可能となったことから、令和6年5月14日付け、協定解約協議申出書提出。

今回の協定解約については、上記の理由で協力ができなくなりましたが、有事の時には、弊社は協力が可能な限り対応していく所存とのこと。

3 6 災害時相互応援協定書

宮城県岩沼市と愛知県岩倉市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、岩沼市又は岩倉市において地震等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項の規定に基づき、災害時の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材の提供及び物資の提供及び斡旋
- (3) 応援及び救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の手続き)

第3条 応援を要請する市(以下「被災市」という。)は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種類及び状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を要する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請されたときは、誠意をもって応ずるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として被災市の負担とする。ただし、提供できる物資等に係るものは、応援活動を実施する市(以下「応援市」という。)の負担とする。

2 特別な事情があるときは、両市が別に協議して定めるものとする。

(応援市の職員の災害補償等)

第6条 従事した応援活動による職員の負傷、疾病、死亡の場合における公務災害補償に要する経費は、応援市が負担するものとする。

- 2 応援市の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動從事中に生じたものについては被災市が、応援場所までの往復に係る移動中に生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局等)

第7条 相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

- 2 連絡担当部局はこの協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間満了の1か月前までに互いに終了の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においてもまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年 5月 8日

宮城県岩沼市桜一丁目6番20号
宮城県岩沼市長

愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
愛知県岩倉市長

３７ 災害時における放送要請に関する協定

（協定の趣旨）

第１条 この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５７条に基づき、岩倉市（以下「甲」という。）がスターキャット・ケーブルネットワーク株式会社（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続を定めるものとする。

（放送の要請）

第２条 甲は、災害対策基本法第５６条の規定による通知又は警告が必要であると判断した場合は、同法第５７条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続）

第３条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

（放送の実施）

第４条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻をその都度自主的に決定し、放送するものとする。

（費用負担）

第５条 前条の乙による自主的放送の実施に係る経費は、乙の負担とし、甲は負担しないものとする。ただし、甲からの要請に伴い、特殊な作業・システム及び、費用が発生する場合は、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第６条 第３条各号に掲げる放送要請事項の円滑、かつ、確実な実施を図るため、甲乙双方とも、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届けるものとする。変更した場合も、また同様とする。

（協定の期間）

第７条 この協定の有効期間は、平成２６年７月１日から平成２７年６月３０日までの１年間とする。ただし、有効期間の満了の日３箇月前の日までに甲乙双方のいずれからでも当該有効期間をもって当該協定を解約する旨の申出がなされない場合は、更に、有効期間を１年間延長するものとし、それ以後についても、また同様とする。

（雑則）

第８条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙双方が協議して定めるものとする。

平成26年7月1日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市

代表者 岩倉市長 片岡 恵一

乙 名古屋市中区錦一丁目16番7号

スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社

代表取締役社長 久田 良雄

38 災害時要支援者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要支援者（以下「要支援者」という。）が避難を必要とする場合に、岩倉市（以下「甲」という。）が、医療法人ようてい会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、岩倉市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要支援者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、介護老人保健施設とする。

(受入対象者)

第4条 受入対象者となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市の認めた要支援者のうち、高齢者
- (2) その他の要支援者

(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要支援者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要支援者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要支援者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用、及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別に決定する。

この協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成26年7月17日

(甲) 岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市

代表者 岩倉市長 片岡 恵一

(乙) 岩倉市曾野町郷前17番地

医療法人ようてい会

理事長 中川 浩

39 災害時における応急対策の協力に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急復旧及びその他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岩倉市地域防災計画に基づき、岩倉市の地域における応急対策の協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（応急対策等の内容）

第2条 応急対策等の内容は、次のとおりとする。

- （1）甲が管理する公共施設等の被災状況の調査
- （2）甲が管理する公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- （3）登記・境界関係相談所の開設
- （4）前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

（要請）

第3条 甲がこの協定書に基づき乙に要請を行う場合は、応急対策の協力内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の方法により行い、後日文書をもって処理するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

（費用負担）

第5条 乙の社員が応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 費用の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議をして定めるものとする。
- 3 その他費用負担について疑義が生じたときは、甲乙協議をして定めるものとする。

（名簿等の提出）

第6条 乙は、毎年1回、次の書類を甲に提出するものとする。

- （1）応急対策業務に関する組織図
- （2）応急対策業務に関する連絡担当者
- （3）応急対策業務に従事できる社員名簿
- （4）その他、必要と認められる事項

（協定の期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成27年4月6日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日3箇月前の日までに甲乙双方のいずれからも当該有効期間をもって当該協定を解約する旨の申出がなされない場合は、更に、有効期間を1年間延長するものとし、それ以後についても、また同様とする。

(雑則)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年4月6日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市

代表者 岩倉市長 片岡 恵一

乙 名古屋市中区新栄二丁目2番1号

公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 伊藤 秀樹

40 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

岩倉市（以下「甲」という。）と一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する

（趣旨）

第1条 この協定は、岩倉市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- （2）災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）をいう。
- （3）災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、災害時における災害廃棄物処理の協力要請書（様式第1号）に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- （1）被災の状況
- （2）災害廃棄物処理の場所
- （3）災害廃棄物処理の内容
- （4）災害廃棄物処理の期間
- （5）その他必要な事項

（情報提供等）

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に岩倉市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

(災害廃棄物処理の実施)

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書（様式第2号）により、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 被災の状況
 - (2) 災害廃棄物処理の場所
 - (3) 災害廃棄物処理の内容
 - (4) 災害廃棄物処理の期間
 - (5) その他必要な事項
- (費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定の証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年7月1日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市
代表者 岩倉市長 片岡 恵一

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号
第8フクマルビル5階
一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
代表者 会長 永井 良一

4 1 災害時における医療品等に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）とオオサキメディカル株式会社（以下「乙」という。）は、岩倉市内で大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における医療品等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における甲の要請に応じ、乙が所有する医療品等の提供について、必要な事項を定めるものとする。

（医療品等の内容）

第2条 甲が提供を要請する医療品等は、次のとおりとする。ただし、乙において提供可能な品目及び数量とする。

（1）滅菌ガーゼ

（2）マスク

（3）その他

（協力の要請）

第3条 甲は、医療品等の提供の要請にあたっては、提供場所等について文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は速やかに乙に文書を提出しなければならない。

（提供）

第4条 乙は、前条の要請があった場合は、医療品等を提供するものとする。

（費用負担）

第5条 前条の規定により、乙が提供した医療品等の費用は、甲が負担するものとし、価格については乙の特約店価格とする。

（提供場所）

第6条 医療品等の提供場所は甲が指定するものとし、甲は当該指定場所に職員を派遣し、確認のうえ受け取るものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成27年8月19日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日1か月前の日までに甲乙双方のいずれからも当該有効期間をもって当該協定を解約する旨の申出がなされない場合は、更に、有効期間を1年間延長するものとし、それ以後についても、また同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年8月19日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市
代表者 岩倉市長 片岡 恵一

乙 名古屋市西区玉池町203番地
オオサキメディカル株式会社
代表者 代表取締役社長 大崎 将男

4 2 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が第2条に定義される地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、以下の各号の事項を目的とする。

- （1）甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- （2）甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 この協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- （1）「住宅地図」とは、岩倉市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- （2）「広域図」とは、岩倉市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- （3）「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- （4）「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- （5）「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、前条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途定める「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目（以下「細目」という。）により住宅地図、広域図及び ID

等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに細目に定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年11月18日

- 甲 岩倉市栄町一丁目6番地
岩倉市
代表者 岩倉市長 片岡 恵一
- 乙 名古屋市熱田区沢上2丁目1番32号
株式会社ゼンリン中部エリア統括部
代表者 統括部長 荒木 康博

4 3 災害発生時における岩倉市と岩倉市内郵便局の協力に関する 協定

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、岩倉市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両用としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便物差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項（注）

(6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項に規定する経費の負担について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 岩倉市 総務部長

乙 日本郵便株式会社 岩倉郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

(締結に伴う効力の廃止)

第10条 この協定の締結に伴い、平成9年9月1日締結の岩倉市と岩倉市内郵便局との災害支援協力に関する覚書は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成29年1月24日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市長 片岡 恵一

乙 住所
日本郵便株式会社 岩倉郵便局
局長 森川 正樹
日本郵便株式会社 岩倉神野郵便局
局長 小林 信也

4 4 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協 定書

岩倉市（以下「依頼者」という。）と愛知県行政書士会尾北支部（以下「協力者」という。）は、岩倉市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のための行政書士業務（行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務をいう。以下同じ。）に関し、次のとおり本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、依頼者の要請に基づき協力者が実施する行政書士業務について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 依頼者が、災害時に災害対策本部を設置し、行政書士業務の必要が生じたときは、協力者に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 依頼者の要請により協力者の会員が行う行政書士業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

- （1） 依頼者が開設する被災者相談窓口における相談業務
- （2） その他依頼者又は協力者が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、災害時協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を提出するものとする。

2 協力者は、第2条の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を依頼者に通知するものとする。

3 依頼者及び協力者は、その連絡体制、連絡方法等について、平時から連絡調整等に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務の実施に必要な費用は、協力者が負担するものとする。

（相談者と負担）

第6条 依頼者の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間満了前3月までにこの協定の解除又は変更について、依頼者と協力者のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、依頼者及び協力者が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、依頼者、協力者は署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年5月15日

依頼者 岩倉市長 久保田 桂朗

協力者 愛知県行政書士会 尾北支部
支部長 佐藤 友泰

4 5 災害時要支援者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用 することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要支援者（以下「要支援者」という。）が避難を必要とする場合に、岩倉市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人いわくら福祉会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、一般の避難所では、避難生活を送ることが困難な要支援者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、第1みのりの里、第2みのりの里とする。

(受入対象者)

第4条 受入対象者となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 第1みのりの里、第2みのりの里に通所する知的障害者等とその家族
- (2) その他の要支援者とその家族

(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要支援者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要支援者を適切に支援できるよう看護師、生活支援員及びボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、必要な支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別に決定する。

(締結に伴う効力の廃止)

第12条 この協定の締結に伴い、平成29年6月20日締結の岩倉市と社会福祉法人いわくら福祉会との災害時要支援者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書は廃止する。ただし、第2みのりの里の使用については平成31年4月1日以降とする

この協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成31年2月25日

(甲) 岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市

代表者 岩倉市長 久保田 桂朗

(乙) 岩倉市東町仙奈180番地

社会福祉法人 いわくら福祉会

理事長 石黒 達也

4 6 愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定

(趣旨)

第1条 別表の構成市町村の欄に掲げる14市町村（以下「西尾張市町村」という。）のいずれかの市町村において大規模な災害が発生し、被災した市町村独自では十分な応急措置が実施できない場合に、西尾張市町村として被災した市町村（以下「被災市町村」という。）の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行できるよう、被災市町村の要請に基づき応援するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災者の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ、電子メール等により要請をし、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害の応援に必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、できるだけ被災市町村の要請に応ずるよう取り組むものとする。

この場合において、被災市町村との連絡が不能のときは、第2条に掲げる応援を進んで行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、被災市町村に甚大な災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合は、被災市町村の状況把握に努め、応援が必要と認めたときは、前条の要請を待たずに応援をするものとする。

(経費の負担)

- 第5条** 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。
- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援をする市町村が負担するものとする。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市町村が負担するものとする。

(損害賠償等)

- 第6条** 第2条第4号の規定により派遣された派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。
- 2** 派遣職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町村への往復途中に生じたものを除き、被災市町村がその賠償の責めを負うものとする。

(情報交換及び研修)

- 第7条** 予知できない災害の発生に備えるには不断の研鑽と努力が必要であることに鑑み、西尾張市町村は、適宜、情報交換及び研修を行うものとする。

(西尾張市町村災害対応連絡協議会)

- 第8条** 前条の情報交換及び研修を行うため、実務者レベルによる組織として西尾張市町村災害対応連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(担当部署)

- 第9条** 災害発生時だけでなく、平常時の連絡調整を行うための担当部署は、別表の担当部署の欄に掲げるとおりとする。

(連絡責任者)

- 第10条** 第3条の規定による応援の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、各市町村に連絡責任者を置くものとする。

(他の協定との関係)

- 第11条** この協定は、西尾張市町村が個別に締結している災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

- 第12条** この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、西尾張市町村が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成29年7月6日から効力を生じる。
- 2 この協定の締結に伴い、平成28年7月7日締結の愛知県西尾張ブロック九市災害対応に関する相互応援協定は、廃止する。

- 3 この協定を証するため各市町村長署名のうえ作成した本書1通を協議会が保管し、別に記名押印のうえ14通を作成し、各1通を保有する。

平成29年7月6日

愛知県一宮市

一宮市長 中野 正康

愛知県津島市

津島市長 日比 一昭

愛知県犬山市

犬山市長 山田 拓郎

愛知県江南市

江南市長 澤田 和延

愛知県稲沢市

稲沢市長 加藤 錠司郎

愛知県岩倉市

岩倉市長 久保田 桂朗

愛知県愛西市

愛西市長 日栄 貴章

愛知県弥富市

弥富市長 服部 彰文

愛知県あま市

あま市長 村上 浩司

愛知県丹羽郡大口町

大口町長 鈴木 雅博

愛知県丹羽郡扶桑町

扶桑町長 千田 勝隆

愛知県海部郡大治町

大治町長 村上 昌生

愛知県海部郡蟹江町

蟹江町長 横江 淳一

愛知県海部郡飛島村

飛島村長 久野 時男

4 7 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、岩倉市内において災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第 2 条第 1 項に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧業務を実施するにあたり必要な資機材を迅速かつ円滑に提供するために必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第 2 条 甲は、災害時において、資機材を必要とする時は、乙に対し、乙の保有する又は、調達できる資機材について優先的な提供を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた時は、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に提供するものとする。

（資機材の種類）

第 3 条 甲が、乙に要請する資機材は、次に掲げるもののうち乙が保有する資機材とする。

- (1) 避難所等で使用する仮設トイレ、発電機、照明器具等の生活関連資機材
- (2) 応急対策活動時に必要な土木機械及び水中ポンプ等の機械器具
- (3) 物資等の運搬に使用するトラック、ダンプカー、フォークリフト等の車両
- (4) その他乙の調達できる範囲内で甲が指定する資機材

（協力の要請）

第 4 条 第 2 条の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第 5 条 資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

- 2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
- 3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 乙がレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第9条 甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等についての情報交換を行うとともに、別途連絡体制表を作成し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示をしない限り、この協定は、有効期限が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年2月21日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市
代表者 岩倉市長 久保田 桂朗

乙 愛知県名古屋市中川区大畑町2-28
株式会社アクティオ 名古屋支店
支店長 小椋 昭典

4 8 災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、2市3町広域行政研究会に参加する市町（小牧市、岩倉市、豊山町、大口町及び扶桑町。以下「2市3町」という。）のいずれかにおいて大規模な災害が発生し、被災した市町（以下「被災市町」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、2市3町として被災市町の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行できるよう、被災市町の要請に基づき応援をするため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (8) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (9) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (10) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (11) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (12) 避難者の相互受入れ
- (13) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 被災市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により被災市町以外の2市3町に要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ、電子メール等により要請をするものとし、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (8) 被害及び被害が予想される状況
- (9) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (10) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容
- (11) 前条第5号に掲げる受入れを要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (12) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (13) 応援の期間
- (14) 前各号に掲げるもののほか、災害の応援に必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町は、できる限り被災市町の要請に応ずるよう取り組むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、被災市町以外の2市3町は、被災市町に甚大な災害が発生し、被災市町との連絡がとれない場合は、被災市町の状況把握に努め、応援が必要と認めたときは、前条の要請を待たずに応援をするものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として被災市町が負担をするものとする。ただし、職員の派遣に要する経費は、応援をする市町が負担するものとする。

(損害賠償等)

第6条 第2条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償に

については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

2 派遣職員が、業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が被災市町への往復途中に生じたものを除き、被災市町がその賠償の責めを負うものとする。

（情報交換）

第 7 条 2 市 3 町は、日頃から大規模な災害の発生に備え、物資の備蓄状況など情報交換を行うものとする。

（連絡体制）

第 8 条 2 市 3 町は、大規模災害発生時に迅速に連絡を行うため、担当部署、担当者、電話番号その他必要事項を年 1 回確認及び共有することにより、相互に連絡体制を確立するものとする。

（他の協定との関係）

第 9 条 この協定は、2 市 3 町が個別に締結している災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第 10 条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、2 市 3 町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 5 通を作成し、各市町長署名のうえ各 1 通を保有する。

平成 30 年 5 月 29 日

愛知県小牧市

小牧市長 山下 史守朗

愛知県岩倉市

岩倉市長 久保田 桂朗

愛知県豊山町

豊山町長 服部 正樹

愛知県大口町

大口町長 鈴木 雅博

愛知県扶桑町

扶桑町長 千田 勝隆

49 災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）と株式会社D S A（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害時（以下、「災害時」という。）において、無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲、乙は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する無人航空機の運用（以下、併せて「本業務」という。）について、円滑かつ適切に実施するために本協定を締結する。

（緊急時の協力要請）

第2条 甲は、災害時に情報収集のため必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第1）により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、要請書によらず要請することとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（業務の実施範囲）

第3条 業務の実施範囲は、岩倉市内及び岩倉市長が緊急的な調査を必要とする周辺地域とする。

（業務の内容）

第4条 甲が乙に支援協力を要請する内容は以下のとおりとする。

- (1) 災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること
 - (2) 災害地図作成等の災害支援に関すること
 - (3) 災害時情報収集のための市職員等への技術指導、連携に関すること
 - (4) その他必要な事項については甲、乙協議のうえ決定すること
- 2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機及び資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。
- 3 乙は、第1項の要請を受けて活動するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（報告）

第5条 乙は、本業務を実施した場合、報告書（様式第2）により甲の定める期限までに報告を行う。

（映像等の所有権等）

第6条 本協定に基づく災害協力活動による映像や画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

（費用負担）

第7条 第4条の規定に基づき要した経費は、甲と乙で協議し定めるほか、交通費及び消耗品費については、最低限保証するものとする。

(訓練等への参加)

第8条 乙はこの協定による活動が円滑に行われるよう、甲の行う訓練等への参加に努めるものとする。
その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、支援上知り得た甲又は第三者の秘密を洩らさないようにしなくてはならない。支援終了後もまた同様とする。

(損害の負担)

第10条 この協定に基づき実施した協力に伴って、相互の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務に必要な資機材に損害が生じた場合は、その事実後遅滞なくその状況を報告し、その処理について協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までの期間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までにいずれからでも申し出がないときは、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、相互が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成30年 6月11日

甲 愛知県岩倉市栄町1丁目66番地
岩倉市
岩倉市長 久保田 桂朗

乙 愛知県春日井市味美西本町2263-5
株式会社DSA
代表取締役 梅原 丈嗣

５０ 災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）と株式会社木村屋（以下「乙」という。）は災害における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害（以下「災害時」という。）において、多数の死者が発生した場合における遺体の収容及び安置並びにこれらに必要な資機材、消耗品及び施設等の提供について、甲の要請に対する乙の協力その他必要な事項を定めるものとする。

（要請業務の内容）

第２条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （１）遺体の収容及び安置に必要な資機材、消耗品及び作業等の役務の提供
- （２）遺体を安置する施設の提供
- （３）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （４）その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第３条 甲による要請は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（様式第１）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ及び電子メール等で要請し、その後速やかに当該要請書を乙に提供するものとする。

- （１）要請を行った者の職、氏名
- （２）要請の理由
- （３）要請の内容
- （４）協力を要請する期間
- （５）協力を要請する場所
- （６）その他要請に必要な事項

（要請業務の実施）

第４条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請があった場合は、甲の指示に従い、第２条の業務に速やかに従事するものとする。

（報告）

第５条 乙は、第２条の規定に基づく業務をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（様式第２）をもって甲に報告するものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ及び電子メール等で報告し、その後速やかに当該報告書を甲に提出するものとする。

- （１）遺体の収容及び安置に必要な資機材、消耗品の数量及び当該作業に従事した者の職、氏名
- （２）遺体を安置した施設の使用した部屋の数及び日数

(3) 遺体搬送等のために使用した寝台車及び霊柩車等の台数と走行距離

(4) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条の規定による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により請求するものとする。

なお、乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、30日以内に乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準価格を参考として、甲乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な支援体制が図れるよう、情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、要請業務の実施中に知り得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に関わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1ヶ月までの間に、甲乙いずれかからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年7月30日

甲 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市
岩倉市長 久保田 桂朗

乙 愛知県犬山市大字犬山字東古券31番地
株式会社 木村屋
代表取締役社長 小川 九重

５１ 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）と日本通運株式会社名古屋ロジスティクス支店（以下「乙」という。）は、災害時における支援物資の受入及び配送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、岩倉市内及び岩倉市が災害時に協力するために締結している市町村の区域内において、地震、風水害、その他の災害等が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）に、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して物資の受入及び輸送等の協力の要請を行うことに関して、必要となる事項を定めるものである。

（協力の内容）

第２条 甲は災害時において必要があると認められる場合は、乙に対し次の事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙が管理する倉庫施設の賃借
- (2) 甲が指定する物資等の避難所等への配送
- (3) 甲が指定する支援物資集積拠点での運営及び運営補助
- (4) 前号に掲げるもののほか、甲乙が必要と認める事項

（協力の実施）

第３条 乙は、前条の規定に基づき要請があったときは、可能な範囲で甲に協力するものとする。

（要請の手続）

第４条 甲が乙に対して協力の要請を行う際には、文書（様式第１）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で要請を行い、その後、すみやかに乙に対して文書を提出するものとする。

（報告等）

第５条 乙は、第３条の規定に基づく協力を実施した際には、甲に対して、報告書（様式第２）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告を行い、その後、すみやかに甲に対して文書を提出するものとする。

（費用負担）

第６条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

- ２ 前項に規定する費用は、災害救助法等の法令等の定めがあるものを除くほか、災害発生直前における適正な費用を基準として、甲乙で協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第７条 前条の規定により決定された費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

- ２ 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（通知）

第８条 甲及び乙は、本協定に関して担当部署を定め、それを変更した場合には、相互に通知するもの

とする。

(実施の細目)

第9条 本協定に規定するもののほか、支援物資の受入及び配送等の業務の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して、別に定めるものとする。

(事故による損害)

第10条 乙の作業遂行中に発生した事故による損害については、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項について疑義を生じた場合は、甲乙間の協議にて決定するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示をしない限り、期間満了の日から1年間延長するものとし、以降も同様に扱うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年11月27日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市
代表者 岩倉市長 久保田 桂朗

乙 小牧市新小木一丁目31番地
日本通運株式会社 名古屋ロジスティクス支店
支店長 小林 篤弘

５２ 災害時における支援物資の受入等に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）と石塚硝子株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援物資の受入等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、岩倉市内において、地震、風水害、その他の災害等が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）に、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して物資の受入等の協力の要請を行うことに関して、必要となる事項を定めるものである。

（協力の内容）

第２条 甲は災害時において必要があると認められる場合は、乙に対し次の事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙が管理する倉庫施設の賃借
- (2) 甲が指定する支援物資集積拠点での運営及び運営補助
- (3) 前号に掲げるもののほか、甲乙が必要と認める事項

（協力の実施）

第３条 乙は、前条の規定に基づき要請があったときは、可能な範囲で甲に協力するものとする。

（要請の手続）

第４条 甲が乙に対して協力の要請を行う際には、文書（様式第１）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で要請を行い、その後、すみやかに乙に対して文書を提出するものとする。

（報告等）

第５条 乙は、第３条の規定に基づく協力を実施した際には、甲に対して、報告書（様式第２）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告を行い、その後、すみやかに甲に対して文書を提出するものとする。

（費用負担）

第６条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

- ２ 前項に規定する費用は、災害救助法等の法令等の定めがあるものを除くほか、災害発生直前における適正な費用を基準として、甲乙で協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第７条 前条の規定により決定された費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

- ２ 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（通知）

第８条 甲及び乙は、本協定に関して担当部署を定め、それを変更した場合には、相互に通知するものとする。

（実施の細目）

第9条 本協定に規定するもののほか、支援物資の受入及び配送等の業務の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して、別に定めるものとする。

(事故による損害)

第10条 乙の作業遂行中に発生した事故による損害については、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項について疑義を生じた場合は、甲乙間の協議にて決定するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示をしない限り、期間満了の日から1年間延長するものとし、以降も同様に扱うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年11月27日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市
代表者 岩倉市長 久保田 桂朗

乙 岩倉市川井町1880番地
石塚硝子株式会社
岩倉統括工場長 稲本 弘希

５３ 簡易間仕切りシステムの供給等に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）と大和リース株式会社（以下「乙」という。）以下のとおり協定する。

（目的）

第一条 この協定は、災害が発生した場合の避難所用簡易間仕切りシステム（以下「簡易間仕切り」という。）の備蓄、保管、運搬に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 避難所用簡易間仕切りシステムとは、特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク（代表理事 坂茂）の考案した技術、資材、ノウハウを使用したものとし、乙と使用承諾を約した協定に基づくものとする。

（調達・保管および数量）

第二条 乙は、簡易間仕切りの資材を調達または、製造し乙の施設に保管するものとし、保管場所及び数量は下表のとおりとする。

保管場所	三重県三重郡菰野町竹成 3475 番地 大和リース株式会社三重デポ
保管数量	100 セット

（運搬、設置）

第三条 災害が発生した場合、甲は、設置場所および該当数量を決定し乙に通知する。但し、第二条の表に定める数最を限度する。

2. 乙はできる限り速やかに指定場所に乙または、乙の委託した者が簡易間仕切りを運搬するものとする。但し、乙または乙の依頼する者が運搬できない場合、または速やかに運搬できない場合は、甲または甲が指定する者が運搬を行うことができるものとする。その場合、乙は運搬が可能となるよう梱包等の準備を行い円滑な運送に協力するものとする。
3. 簡易間仕切りの資材については、甲の指定する場所に納品された時点で、所有権が甲に帰属する。
4. 簡易間仕切りの設置は、甲もしくは甲の指定した者が行うものとする。

（費用等）

第四条 簡易間仕切りの保管および運搬は、乙が行い、その費用を負担するものとする。

2. 但し、本費用の負担は、第二条に定めた簡易間仕切りを対象とし、それ以外は、負担の責を負わない。

(協力等)

第五条 甲は、甲が行う災害等に備えた訓練等において簡易間仕切りが必要であるときは、乙に対し、その供給を要請できるものとする。

(期間)

第六条 この協定の有効期間は、締結日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。但し、協定の更新の意思がある場合、有効期限満了の 1 ヶ月前までに甲及び乙で書類による協定の更新の確認をすることとする。その場合は有効期間を 1 年間延長することとする。

(協議)

第七条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、甲、乙が協議し、決定するものとする。

(反社会的勢力に関する表明)

第八条 甲及び乙は、この協定の締結時および締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、および自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員またはその関係者ではないことを表明し、保証する。

2. 甲または乙は、相手方が前項に違反した場合、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また催告等の手続きを要せず直ちにこの協定を解除し、被った損害の賠償を請求することができる。
3. 甲または乙は、前項に基づく解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わない。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保管する。

平成 31 年 4 月 25 日

甲 愛知県岩倉市栄町 1 丁目 66 番地
岩倉市
上記代表者 岩倉市長 久保田 桂朗

乙 大阪府大阪市中央区農人橋 2 丁目 1 番 36 号
大和リース株式会社
代表取締役社長 森田 俊作

5 4 災害に係る情報発信等に関する協定

岩倉市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、岩倉市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、岩倉市が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ岩倉市の行政機能の低下を軽減させるため、岩倉市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次のとおりとし、具体的な内容および方法を協議して実施するものとする。

- (1) ヤフーが、岩倉市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、岩倉市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 岩倉市が、岩倉市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 岩倉市が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 岩倉市が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 岩倉市が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 岩倉市が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 岩倉市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、岩倉市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく岩倉市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、岩倉市から提供を受ける情報について、岩倉市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、岩倉市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、岩倉市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、岩倉市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年11月25日

岩倉市：愛知県岩倉市栄町1丁目66番地
岩倉市
岩倉市長 久保田 桂朗

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎

55 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

- 第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。
- 2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

- 第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。
- （1）災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。
- （2）その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

- 第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

- 第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の人件費、交通費等の費用を負担する。
- 甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特

段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。
ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年5月29日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市長 久保田 桂朗

乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会 長 松岡 由紀夫

名古屋市中区栄二丁目 10 番 19 号

公益社団法人愛知建築士会

会 長 柳 澤 講 次

名古屋市西区新道一丁目 2 番 25 号

愛知県土地家屋調査士会

会 長 伊 藤 直 樹

名古屋市中区栄四丁目 3 番 26 号

公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会

会 長 安 田 商 基

別記「費用負担額積算基準」（第4条関係）

甲が負担する費用については、以下の積算基準により決定する。

（積算基準）

費用負担額＝（派遣人員数×派遣日数）×業務従事単価※（交通費及び事務的経費等を含む）

※業務従事単価は、被害認定業務の専門性等の性質を踏まえ、国土交通省が毎年定める設計業務委託等技術者単価のうち、「測量補助員」の基準日額とする。

５６ 災害時における相互連携に関する協定

岩倉市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下、「乙」という。）は、災害時に相互に連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、岩倉市内で地震、風水害及び雪害等による災害（以下、「災害」という。）が発生し、又は発生が予測される場合に、甲乙が連携し、対応することにより、市民生活の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第２条 この協定の適用範囲は、岩倉市内とする。

（連携事項）

第３条 甲及び乙は、第１条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- （１）甲及び乙は、災害発生時又は発生が予想される場合には、相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- （２）甲及び乙は、災害発生時に、乙の所有する設備が甲の管理する道路の通行に支障を来たした場合は、甲乙が連携して通行の確保に努めるとともに、甲が管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- （３）乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、協力するものとする。
- （４）乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- （５）甲及び乙は、甲乙が保有する連絡・通信手段等を利用し、市民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- （６）甲及び乙は、病院、避難所等の優先的に停電復旧すべき重要施設について、平時から確認・調整等情報を共有するとともに、甲は重要施設に対して自家発電設備の設置等の停電対策の促進に努めるものとする。
- （７）甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼす恐れのある樹木の除去等、事前対策に取り組むものとする。
- （８）甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、甲乙が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第４条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用負担等については、甲乙協議の上、別途決定する。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定の実施を通じて知り得た相手方に関する秘密情報及び第三者の個人情報を、他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲及び乙が相互に協力し、甲乙の従事者並びに第三者の安全確保には万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定締結日から、令和3年3月31日まで効力を有するものとする。ただし、期間満了日までに甲乙いずれからも、書面による変更又は廃止の申し出がないときは、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(災害における岩倉市と中部電力(株)電力ネットワークカンパニー小牧営業所との確認事項の失効)

第10条 甲乙間で締結した「災害における岩倉市と中部電力(株)電力ネットワークカンパニー小牧営業所との確認事項(2019年9月3日付)」は、この協定の適用開始をもって失効するものとする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

愛知県岩倉市栄町1丁目66番地

甲 岩倉市

岩倉市長 久保田 桂朗

愛知県小牧市大字久保一色字佃1010-1

乙 中部電力パワーグリッド株式会社

小牧営業所長 澤井 伸幸

５７ 災害時における情報提供の協力に関する協定

岩倉市（以下「甲」という。）と名鉄西部交通株式会社（以下これらを「乙」という。）は、岩倉市内で大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における情報提供の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害時に甲の要請に応じ、乙が所有するタクシー無線を介し、市内の被害状況を収集し、甲に提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条 甲は、災害時において被害情報の収集及び提供について、乙の協力を必要とするときは、要請することができる。

２ 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（提供する情報）

第３条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で次の各号に掲げる情報を甲に提供するものとする。

- （１）道路の冠水又は障害に関する情報
- （２）建物の浸水又は倒壊に関する情報
- （３）河川の溢水又は漏水に関する情報
- （４）災害の発生のおそれがある事態に関する情報
- （５）前各号に掲げるもののほか、応急対策及び復旧対策に関し、特に必要な情報

（提供の方法）

第４条 乙は、甲に対し、甲の要請に基づき、前条各号に掲げる情報を電話等により提供する。

（平素の協力）

第５条 甲及び乙は、災害時に際しこの協定が効果的に運用されるよう、平素から密接な連絡調整に努めるものとする。

（経費の負担）

第６条 情報の提供及び要請に係る経費については、甲及び乙の業務範囲に応じそれぞれの負担とする。

（協定の有効期間）

第７条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から１年間とする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がされない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、更に１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第８条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和3年3月1日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市
代表者 岩倉市長 久保田 桂朗

乙 一宮市緑3丁目8番24号
名鉄西部交通株式会社
代表者 取締役社長 小川 健司

5 8 災害時における情報提供の協力に関する協定

岩倉市（以下「甲」という。）と犬山タクシー株式会社（以下これらを「乙」という。）は、岩倉市内で大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における情報提供の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲の要請に応じ、乙が所有するタクシー無線を介し、市内の被害状況を収集し、甲に提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において被害情報の収集及び提供について、乙の協力を必要とするときは、要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（提供する情報）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で次の各号に掲げる情報を甲に提供するものとする。

- （1）道路の冠水又は障害に関する情報
- （2）建物の浸水又は倒壊に関する情報
- （3）河川の溢水又は漏水に関する情報
- （4）災害の発生のおそれがある事態に関する情報
- （5）前各号に掲げるもののほか、応急対策及び復旧対策に関し、特に必要な情報

（提供の方法）

第4条 乙は、甲に対し、甲の要請に基づき、前条各号に掲げる情報を電話等により提供する。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、災害時に際しこの協定が効果的に運用されるよう、平素から密接な連絡調整に努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 情報の提供及び要請に係る経費については、甲及び乙の業務範囲に応じそれぞれの負担とする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がされない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和3年3月1日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市

代表者 岩倉市長 久保田 桂朗

乙 犬山市大字犬山東古券354番地

犬山タクシー株式会社

代表者 代表取締役 長屋 涼

５９ 災害時における飲料水等の供給に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）と奥長良川名水株式会社（以下「乙」という。）は、岩倉市内で大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料水等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害時における甲の要請に応じ、乙が所有する飲料水等の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（飲料水等の内容）

第２条 甲が供給を要請する飲料水等は、次のとおりとする。ただし、乙において供給可能な品目及び数量とする。

（１）ペットボトル飲料水

（２）その他乙の商品のうち甲が指定する物資

（要請の方法）

第３条 甲は、飲料水等の供給の要請にあたっては、供給場所等について文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は速やかに乙に文書を提出しなければならない。

（供給）

第４条 乙は、前条の要請があった場合は、飲料水等を供給するものとする。

（費用負担）

第５条 前条の規定により、乙が供給した飲料水品等の費用は、甲が負担するものとし、価格については災害発生直前の乙の販売価格とする。

（供給場所）

第６条 飲料水等の供給場所は甲が指定するものとし、甲は当該指定場所に職員を派遣し、確認のうえ受け取るものとする。

（協定の有効期間）

第７条 この協定の有効期間は、締結日から令和４年３月３１日までとする。ただし、有効期間の満了の日１か月前の日までに甲乙双方のいずれからも当該有効期間をもって当該協定を解約する旨の申出がなされない場合は、更に、有効期間を１年間延長するものとし、それ以後についても、また同様とする。

（協議）

第８条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ１通を保有する。

令和3年5月14日

甲 岩倉市栄町一丁目6番地
岩倉市
代表者 岩倉市長 久保田 桂朗

乙 岐阜県関市洞戸栗原291
奥長良川名水株式会社
代表者 代表取締役 中村 隆春

60 災害時における相互連携に関する協定

岩倉市（以下「甲」という。）、及び西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の大規模な通信障害に対して、連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩倉市内で災害による大規模な通信障害が発生した場合、又は発生が予想される場合に、甲乙が連携し対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、岩倉市内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- （1） 甲及び乙は、大規模な通信障害が発生した場合若しくはその恐れがある場合には、必要に応じて甲乙が連携し、通信障害情報等の共有に努めるものとする。
- （2） 甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保にあたるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- （3） 乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
- （4） 乙は、通信障害復旧作業に必要な活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- （5） 甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、岩倉市民に対して通信障害の情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- （6） 甲は、優先的に通信障害の仮復旧のための機器を配置すべき重要施設について確認し、乙と情報共有しておくとともに、情報に変更が生じた場合は、随時共有するものとする。
- （7） 乙は、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し配備するものとする。
- （8） 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲乙相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定の成立した日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和4年2月21日

甲 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市
岩倉市長 久保田 桂朗 (印)

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 東海支店
執行役員東海支店長 安部 真弘 (印)

61 災害時における自動車等の提供に関する協定

岩倉市（以下「甲」という。）とJ-net レンタリース株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における自動車等の提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩倉市内に岩倉市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が所有する軽自動車、乗用自動車、貨物自動車、マイクロバス、電力供給が可能なプラグインハイブリット車等（以下「自動車等」という。）の提供に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの支援の円滑化を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、避難者等の移送、支援物資の搬送、市民への電力供給等について、自動車等の調達が必要となった場合には、乙に協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の申請を受けたときは、甲に対し、可能な範囲で乙が所有する自動車等を優先的に提供するものとする。

（協力の要請手続等）

第4条 甲は、第2条に規定する協力を要請するときは、協力要請書（第1号様式）により、乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請に対し、協力要請回答書（第2号様式）により、甲に協力の可否等を回答するものとする。ただし、協力要請回答書で回答することが困難なときは、口頭、電話、ファクシミリ等で回答することができるものとし、事後速やかに協力要請回答書を提出するものとする。

（自動車の引渡し）

第5条 乙が所有する自動車等の引渡しは、乙の指定する場所において、甲又は甲の指定する者により、自動車等の引渡しを受けるものとする。ただし、甲又は甲の指定する者による受取りが困難な場合は、乙は、甲の指定する場所での自動車等の引渡しについて協力するものとする。

2 甲は、前条第1項で規定する協力要請書で指定する使用予定期間の満了前に、乙から自動車等を使用する必要があるとの申出を受けた場合は、速やかに明渡しに応じるものとする。

（報告）

第6条 乙は、この協定に基づいて実施する協力を終了したときは、実施報告書（第3号様式）を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第7条 第4条に基づく協力要請により提供を受けた自動車等の使用に係る費用について、災害の発生した直前の適正価格を基準とし、前条に規定する実施報告書に基づき、甲乙協議して決定するものとする。

(連絡先の共有)

第8条 この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲及び乙は、この協定の締結後、担当者名、連絡先等を速やかに相手方に通知するものとする。なお、通知した事項を変更した場合も同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年2月24日

甲 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市
代表者 岩倉市長 久保田 桂朗

乙 愛知県名古屋市東区東桜1丁目5番7号
J-net レンタリース株式会社
代表取締役 對馬 正幸

62 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）及び市町（乙１から乙４９まで）（以下、乙１から乙４９までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が自然災害等により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、下水道施設に対する災害時被害の拡大防止と、被災した下水道施設の早期復旧を図ることを目的として、甲及び乙に対する丙の技術支援協力に関する基本的事項を定める。

（技術支援協力の定義）

第２条 この協定における丙の技術支援協力とは、丙による支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）の紹介と、支援協力者の中から甲又は乙より選任された会員（以下「業務実施者」という。）が実施する災害査定資料の作成、災害時における応急復旧方法の検討等の業務と定義する。

（技術支援協力の要請）

第３条 甲又は乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第８条に規定する甲の事務局を経由して書面（様式第１）により行うこととし、甲の事務局は、甲又は乙の技術支援協力の要請をとりまとめたうえで、書面（様式第２）により、第８条に規定する丙の事務局に要請する。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、甲の事務局を経由せずに丙に要請することができる。

２ 丙は、前項による要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援協力者を書面（様式第３）により甲又は乙に通知する。甲の事務局を経由せずに丙に要請があった場合は、要請した者に通知する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が技術支援協力を実施できない場合においては、この限りではない。

３ 甲又は乙は、前項による通知を受けた後、支援協力者の中から業務実施者を選任し、甲の事務局を経由して書面（様式第４）により丙に通知することとし、甲の事務局は、甲又は乙が選任した業務実施者をとりまとめたうえで、書面（様式第５）により丙の事務局に通知する。甲の事務局を経由せずに丙から通知を受けた場合は、通知を受けた者が丙に通知する。

（委託契約の締結及び費用）

第４条 甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

２ 技術支援協力に係る費用は、支援を受ける甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議する。

３ 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求する。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

４ 第１項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

(業務の実施)

第5条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

(労災及び損害補償など)

第6条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用する。

- 2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙又は業務実施者の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定める。

(広域の被災)

第7条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定する。

(事務局及び連絡体制)

第8条 技術支援協力の要請及び支援協力者並びに業務実施者に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙及び丙はそれぞれ連絡体制を定めておくものとする。甲及び丙の技術支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、愛知県建設局下水道課とする。
(2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部事務局とする。
(3) 連絡体制に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は乙及び丙に伝える。

(情報の保護)

第9条 甲、乙、丙及び業務実施者は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第10条 甲、乙及び丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行う。

- 2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和6年3月31日までとする。

- 2 期間満了の30日前までに甲、乙又は丙から、書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後も同様とする。
3 前2項にかかわらず、甲、乙又は丙は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができる。

(補則)

第12条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は、甲に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。丙は同意書の写しを保有し、乙は本書の写しを保有する。

令和5年11月1日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県流域下水道管理者
愛知県知事 大村 秀章 印

乙1 愛知県豊橋市牛川町字下モ田29番地の1
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
豊橋市上下水道局長 木和田 治伸

乙2 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市水道事業及び下水道事業管理者
伊藤 茂

乙3 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市水道事業等管理者
小塚 重男

乙4 愛知県瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市公共下水道管理者
瀬戸市長 川本 雅之

乙5 愛知県半田市東洋町二丁目1番地
半田市下水道事業
半田市長 久世 孝宏

乙6 愛知県春日井市鳥居松町5目44番地
春日井市公共下水道事業
春日井市長 石黒 直樹

乙7 愛知県豊川市諏訪一丁目1番地
豊川市下水道事業
豊川市長 竹本 幸夫

- 乙 8 愛知県津島市立込町 2 丁目 21 番地
津島市下水道事業
津島市長 日比 一昭
- 乙 9 愛知県碧南市松本町 28 番地
碧南市公共下水道管理者
碧南市長 礪垣田 政信
- 乙 1 0 愛知県刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地
刈谷市長 稲垣 武
- 乙 1 1 愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市事業管理者
前田 雄治
- 乙 1 2 愛知県安城市桜町 18 番 23 号
安城市長 三星 元人
- 乙 1 3 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地
西尾市長 中村 健
- 乙 1 4 愛知県蒲郡市旭町 17 番 1 号
蒲郡市下水道事業
蒲郡市長 鈴木 寿明
- 乙 1 5 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
犬山市公共下水道管理者
犬山市長 原 欣伸
- 乙 1 6 愛知県常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5
常滑市公共下水道管理者
常滑市長 伊藤 辰矢
- 乙 1 7 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地
江南市長 澤田 和延
- 乙 1 8 愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地
小牧市下水道事業
小牧市長 山下 史守朗
- 乙 1 9 愛知県稲沢市稲府町 1 番地
稲沢市公共下水道管理者
稲沢市長 加藤 錠司郎

- 乙 2 0 愛知県新城市字東入船 115 番地
新城市下水道事業
新城市長 下江 洋行
- 乙 2 1 愛知県東海市中央町一丁目 1 番地
東海市下水道事業
東海市長 花田 勝重
- 乙 2 2 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地
大府市下水道事業
大府市長 岡村 秀人
- 乙 2 3 愛知県知多市緑町 1 番地
知多市長 宮島 壽男
- 乙 2 4 愛知県知立市広見三丁目 1 番地
知立市長 林 郁夫
- 乙 2 5 愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1
尾張旭市公共下水道管理者
尾張旭市長 柴田 浩
- 乙 2 6 愛知県高浜市青木町四丁目 1 番地 2
高浜市公共下水道管理者
高浜市長 吉岡 初浩
- 乙 2 7 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩倉市公共下水道管理者
岩倉市長 久保田 桂朗
- 乙 2 8 愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1
豊明市公共下水道管理者
豊明市長 小浮 正典
- 乙 2 9 愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地
日進市公共下水道管理者
日進市長 近藤 裕貴
- 乙 3 0 愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1
田原市上下水道事業
田原市長 山下 政良

- 乙 3 1 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地
愛西市公共下水道管理者
愛西市長 日永 貴章
- 乙 3 2 愛知県清須市須ヶ口 1238 番地
清須市公共下水道管理者
清須市長 永田 純夫
- 乙 3 3 愛知県北名古屋市西之保清水田 15 番地
北名古屋市公共下水道管理者
北名古屋市長 太田 考則
- 乙 3 4 愛知県弥富市前ヶ須町南本田 335 番地
弥富市公共下水道管理者
弥富市長 安藤 正明
- 乙 3 5 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地
みよし市公共下水道管理者
みよし市長 小山 祐
- 乙 3 6 愛知県あま市七宝町沖之島深坪 1 番地
あま市公共下水道管理者
あま市長 村上 浩司
- 乙 3 7 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1
長久手市公共下水道管理者
長久手市長 佐藤 有美
- 乙 3 8 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地
東郷町公共下水道管理者
東郷町長 井俣 憲治
- 乙 3 9 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地
豊山町公共下水道管理者
豊山町長 鈴木 邦尚
- 乙 4 0 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地
大口町公共下水道管理者
大口町長 鈴木 雅博
- 乙 4 1 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地
扶桑町公共下水道管理者
扶桑町長 鯖瀬 武

- 乙 4 2 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西 1 番地の 1
大治町公共下水道管理者
大治町長 村上 昌生
- 乙 4 3 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地
蟹江町公共下水道管理者
蟹江町長 横江 淳一
- 乙 4 4 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地
阿久比町下水道事業
阿久比町長 田中 清高
- 乙 4 5 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
東浦町下水道事業
東浦町長 日高 輝夫
- 乙 4 6 愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地
武豊町公共下水道管理者
武豊町長 靱山 芳輝
- 乙 4 7 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林 1 番地 1
幸田町公共下水道管理者
幸田町長 成瀬 敦
- 乙 4 8 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地
設楽町公共下水道管理者
設楽町長 土屋 浩
- 乙 4 9 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑 25 番地
東栄町公共下水道管理者
東栄町長 村上 孝治
- 丙 愛知県名古屋市中区錦一丁目 8 番 6 号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部
支部長 庄村 昌明 印

63 災害時における飲料水の供給に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）とユニー株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な飲料水の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における飲料水の供給に関する事項並びに乙の店舗（以下「店舗」という。）の利用に関し必要な事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（店舗の有効範囲）

第3条 この協定における乙の有効店舗は、アピタパワー岩倉店（住所：愛知県岩倉市旭町1丁目25番地）とする。

（要請）

第4条 甲は、災害時において飲料水を供給する必要があると認めた時は、乙に対し、その保有する飲料水を応急給水用として供給を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で飲料水の供給に努めるものとする。

（協力）

第5条 甲が、乙に供給を要請する飲料水の範囲は、次に掲げるものとし、要請時点で乙が、供給可能な飲料水とする。

保有方法	受水槽容量	井戸・県水の別	備考
受水槽	80.0m ³	県水	

（要請方法）

第6条 第4条の要請は、調達する理由、内容、期間その他必要な事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく物資等の引き渡し）

第7条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、飲料水の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

- 2 供給は、甲が所有する大型水そう車、給水タンク、給水ポリ容器等をもて、乙があらかじめ指定した場所から給水を受ける。
- 3 乙は自身の被災等で第4条による要請に応じる事が困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙の協力に係る飲料水及びその供給に要する費用は無償とする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう協定締結後速やかに連絡責任者を定め別紙により相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

- 2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも終了の申し出がない場合は、この協定の有効期間をさらに1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(締結に伴う効力の廃止)

第13条 この協定の締結に伴い、昭和61年12月1日締結の甲と乙との災害時における飲料水の供給に関する協定書は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

令和6年1月1日

甲 愛知県岩倉市栄町1丁目66番地
岩倉市長 久保田 桂朗

乙 ユニー株式会社
愛知県稲沢市天池五反田町1番地
代表取締役社長 榊原 健

64 災害時における物資供給等に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）とユニー株式会社（以下「乙」という。）と株式会社富士屋商事（以下「丙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資等（以下「物資等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資等の調達に関する事項並びに乙の店舗（以下「店舗」という。）の利用に関し必要な事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（店舗の有効範囲）

第3条 この協定における乙の有効店舗は、アピタパワー岩倉店（住所：愛知県岩倉市旭町1丁目25番地）及びピアゴ八剣店（住所：愛知県岩倉市八剣町長野1番地3）とする。

（要請）

第4条 甲は、災害時において物資等を調達する必要があると認めた時は、乙に対し、その保有する物資等の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で物資等の供給に努めるものとする。

3 乙は、1項の要請を受けた物資等の供給が困難な場合、丙に協力を求め、丙は当該物資等の供給に努めるものとする。

（協力）

第5条 甲が、乙及び丙に供給を要請する物資等の範囲は、次に掲げるものとし、要請時点で乙及び丙が、供給可能な物資等とする。

- (1) 食料品、飲料品、衣料品、その他日用生活品等
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資で乙及び丙が供給できるもの
- (3) 乙の店舗におけるテレビ及びラジオ等による災害情報の提供

(要請方法)

第6条 第4条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく物資等の引き渡し)

第7条 乙及び丙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資等の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙及び丙は、前条の規定により物資等の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

3 物資の引渡場所は甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙及び丙又は乙及び丙の指定する者が行うものとする。また、乙及び丙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

4 甲は、乙及び丙が前項の規定により物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるように可能な範囲で配慮するものとする。

5 乙及び丙は自身の被災等で第4条による要請に応じる事が困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙及び丙が供給した物資等の代金及び運搬等の経費（以下「費用」という。）を負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前時における乙及び丙の小売価格等を基準とし、甲と乙及び丙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 乙及び丙は、第7条第2項の引き渡し後に物資等の費用を甲に対して請求するものとし、甲は請求書受領後30日以内に物資等の費用を支払うものとする（支払い手数料は甲負担）。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう協定締結後速やかに連絡責任者を定め別紙により相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙及び丙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも終了の申し出がない場合は、この協定の有効期間をさらに1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(締結に伴う効力の廃止)

第13条 この協定の締結に伴い、甲と乙(ユニー岩倉店)間で平成8年2月19日付締結、及び甲と乙(ユーストア八釧店)間で平成13年7月12日付締結の「災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定書」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲と乙及び丙が記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

令和6年1月1日

甲	愛知県岩倉市栄町1丁目66番地 岩倉市長 久保田 桂朗
乙	ユニー株式会社 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 代表取締役社長 榊原 健
丙	株式会社 富士屋商事 東京都目黒区青葉台2-19-10 代表取締役社長 三宅 真悟

65 災害時等における防災資機材等の提供に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）と株式会社ジーアイビー（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合及び防災訓練時の防災資機材等の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域に災害が発生した場合及び防災訓練時（以下「災害時等」という。）に、乙の所有する防災資機材等を提供するための必要な事項を定めるものとする。

（対象とする店舗）

第2条 この協定書の対象となる店舗は次のとおりとする。

所在地：愛知県岩倉市八剣町六反田48番3

店舗名：ブルースカイランドリー カネスエ八剣店

（防災資機材等の提供の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する防災資機材等は、別紙のとおりとする。

（資機材の準備）

第4条 乙は、前条の防災資機材等の充実に努めるものとし、別紙の内容に変更がある場合は、その都度別紙にて甲へ報告するものとする。

（支援の実施）

第5条 乙は、災害時等に甲が行う防災活動の支援を実施するものとする。

（防災資機材等使用時の要請）

第6条 甲は、防災資機材等を使用するときは、防災資機材使用要請書（様式第1号）により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに書面にて報告するものとする。

（防災資機材等使用時の報告）

第7条 甲は、防災資機材等を使用後、防災資機材使用状況報告書（様式第2号）により乙に報告するものとする。

（経費の負担）

第8条 災害時等に要した水道料金及びガス料金は、乙の負担とする。

（情報共有）

第9条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡担当者を選任し、その氏名、連絡先等を記載した連絡先一覧表（様式第3号）を作成する。連絡担当者に変更になった場合は速やかに連絡し、連絡先一覧表を見直すものとする。

(協議)

第10条 この協定書に疑義が生じたとき又はこの協定書に定めのない事項及び資機材の損傷については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は、締結日から1年とする。ただし、有効期限の満了する1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定書についての意思表示がない場合は、引き続き1年間、自動的に有効期間を延長し、以降も同様とする。

この協定書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙が署名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年2月28日

甲 愛知県岩倉市栄町1丁目66番地
岩倉市長 久保田 桂朗

乙 名古屋市中区丸の内一丁目15番20号
i e 丸の内ビルディング4階
株式会社ジーアイビー
代表取締役 鈴木 衛

66 災害時における自動車等の提供に関する協定書

岩倉市(以下「甲」という。)と株式会社トヨタレンタリース名古屋(以下「乙」という。)は、甲の区域内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、迅速かつ円滑な災害応急対策実施のために必要となる自動車等の提供に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に、軽自動車や乗用自動車、貨物自動車、マイクロバス、電力供給が可能なプラグインハイブリッド車、作業車等(以下「自動車等」という。)の提供に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの支援の円滑化を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し自動車等の提供を要請することができるものとし、乙は、機能不全等やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

(要請手続き等)

第3条 甲は、災害時において自動車等の提供を求める場合は、災害時における協力要請書(第1号様式)により自動車等の種別や台数、提供期間、運転者等を指定して文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話やファクシミリ等で要請することができることとし、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

(協力業務の内容)

第4条 本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、災害応急対策実施のために必要な自動車等の提供とする。なお、甲は、乙から自動車等の提供を受けるときは、当該自動車等に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。

(自動車等の引渡し)

第5条 乙が所有する自動車等の引渡しは、乙の指定する場所において、甲又は甲の指定する者により、自動車等の引渡しを受けるものとする。ただし、甲又は甲の指定する者による受取りが困難な場合は、乙は、甲の指定する場所での自動車等の引渡しについて協力するものとする。

(事故等)

第6条 乙の提供した自動車等が、故障その他の理由により運行等ができなくなったときは、乙は、速やかに当該自動車等を交換してその運行等を継続できるようにしなければならない。

(協力業務の完了確認)

第7条 乙は、第4条の業務を完了したときは、当該業務の終了後、速やかに災害時における要請

業務実施報告書（第2号様式）により甲に報告し、業務内容の確認を求めるものとする。

（経費の負担）

第8条 第4条の業務に要した費用は甲が負担することとし、その算出方法について、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成18年3月30日付け、国自旅第286号）に基づきレンタカー事業者が届出している貸渡料金を基準とし、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求）

第9条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。

（費用の支払）

第10条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日2か月前までに、甲、乙のいずれからでも何ら申出がないときは更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第12条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月22日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市
代表者 岩倉市長 久保田 桂朗

乙 名古屋市西区笹塚町2丁目90番地
株式会社トヨタレンタリース名古屋
代表取締役 中島 勝

67 災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）と株式会社アイホク（以下「乙」という。）とは大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬並びに災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（災害廃棄物）

第1条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害時に排出される次の撤去、収集、運搬及び処分とする。

- （1）一般家庭から排出される廃棄物
- （2）避難市民から排出される廃棄物
- （3）災害により発生したがれき及び廃棄物
- （4）その他甲が必要と認めるもの

（協力の内容）

第2条 この協定における協力とは、次の各号で掲げるものとする。

- （1）避難所等のし尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬
- （2）災害廃棄物の撤去
- （3）災害廃棄物の収集及び運搬
- （4）災害廃棄物の処分
- （5）前各号に伴う必要な事項

（情報の共有）

第3条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、発災後の道路状況、避難所及び処理場等の情報を必要に応じて乙に提供するものとする。

（連絡窓口）

第4条 甲、乙は、し尿及び災害廃棄物の収集等の円滑な実施のため、組織内の担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。また、連絡先に変更があったときも同様とする。

（協力要請）

第5条 甲は、災害状況から必要に応じ、乙に協力を要請するものとする。また、乙は可能な限り要請に協力するものとする。

2 前項の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を書面により乙に通知するものとする。

- （1）要請の内容
- （2）収集場所及び収集品目
- （3）収集した災害廃棄物の積み下ろし先
- （4）その他必要な事項

3 前項の規定に関わらず、甲は緊急を要する場合には、乙に口頭で協力を要請すること

ができる。この場合において、甲は緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協力の実施)

第6条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、速やかに要請した業務（以下「協力業務」という。）を行うものとする。

2 乙は協力業務を実施するにあたっては、周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮するものとする。

(実施の報告)

第7条 乙は、前条の規定により実施した協力業務について毎月整理し、翌月に甲へ提出する。

2 前項に掲げる報告は、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- (1) 協力業者に従事した人員、車両及び時間
- (2) 協力業務における搬入日及び搬入先ごとの収集運搬量
- (3) 協力業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(損害賠償)

第8条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償する。

2 乙は協力業務の実施中に乙の責に帰すべき事由により甲または第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第9条 協力業務に従事した者が、業務で負った災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第10条 第5条の要請に基づき実施した協力業務の遂行にかかった費用については、甲が負担するものとし、その金額は、市場の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有

する。

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

甲 愛知県岩倉市栄町一丁目 6 6
岩倉市
岩倉市長

乙 愛知県岩倉市曾野町 7 0 9
株式会社アイホク
代表取締役

68 災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）とエコサービス株式会社（以下「乙」という。）とは大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（災害廃棄物）

第1条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害時に排出される次の撤去、収集、運搬及び処分とする。

- （1）一般家庭から排出される廃棄物
- （2）避難市民から排出される廃棄物
- （3）災害により発生したがれき及び廃棄物
- （4）その他甲が必要と認めるもの

（協力の内容）

第2条 この協定における協力とは、次の各号で掲げるものとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集及び運搬
- （3）災害廃棄物の処分
- （4）前各号に伴う必要な事項

（情報の共有）

第3条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、発災後の道路状況、避難所及び処理場等の情報を必要に応じて乙に提供するものとする。

（連絡窓口）

第4条 甲、乙は、災害廃棄物の収集等の円滑な実施のため、組織内の担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。また、連絡先に変更があったときも同様とする。

（協力要請）

第5条 甲は、災害状況から必要に応じ、乙に協力を要請するものとする。また、乙は可能な限り要請に協力するものとする。

2 前項の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を書面により乙に通知するものとする。

- （5）要請の内容
- （6）収集場所及び収集品目
- （7）収集した災害廃棄物の積み下ろし先
- （8）その他必要な事項

3 前項の規定に関わらず、甲は緊急を要する場合には、乙に口頭で協力を要請することができる。この場合において、甲は緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協力の実施)

第6条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、速やかに要請した業務（以下「協力業務」という。）を行うものとする。

2 乙は協力業務を実施するにあたっては、周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮するものとする。

(実施の報告)

第7条 乙は、前条の規定により実施した協力業務について毎月整理し、翌月に甲へ提出する。

2 前項に掲げる報告は、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

(5) 協力業者に従事した人員、車輛及び時間

(6) 協力業務における搬入日及び搬入先ごとの収集運搬量

(7) 協力業務に従事した期間

(8) その他必要な事項

(損害賠償)

第8条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償する。

2 乙は協力業務の実施中に乙の責に帰すべき事由により甲または第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第9条 協力業務に従事した者が、業務で負った災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第10条 第5条の要請に基づき実施した協力業務の遂行にかかった費用については、甲が負担するものとし、その金額は、市場の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和6年12月17日

甲 愛知県岩倉市栄町一丁目66
岩倉市
岩倉市長

乙 愛知県岩倉市大地町郷内1222
エコサービス株式会社
代表取締役

69 水道施設の災害時等に伴う協定書

岩倉市水道事業（以下「甲」という。）とヴェオリア・ジェネッツ株式会社中部支店（以下「乙」という。）は、地震、風水害、事故等による被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に市民のライフラインとしての水道施設が被災した場合、速やかな給水能力を回復するため、甲の要請に基づき、乙が実施する応援業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害時等において、水道施設の復旧作業に乙の応援業務が必要であると認めたときは、これを乙に対し要請することができる。

2 乙は前項の規定による応援の要請を受けたときは、乙の営業に支障がない限り、これを受諾するものとする。

（応援要請の手続き）

第3条 前条の規定による応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で行うものとする。
ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）必要とする人員
- （3）応援の場所
- （4）応援の期間
- （5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援要員の派遣）

第4条 乙は、第2条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員等を出動させ、甲が行う復旧作業に可能な限り協力するものとする。

2 前項の規定による応援業務を行うにあたり、乙は、甲の職員の指示に従うものとする。

（応援業務）

第5条 乙が行う応援業務は、概ね次のとおりとする。

- （1）広報活動
- （2）電話及び窓口対応

- (3) 応急給水活動
- (4) 応急開閉栓作業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの
(自主応援)

第6条 乙は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ甲が第3条に規定する要請をおこなうことができない状況にあると判断されるときは、同条の要請を待たず、前条の応援を実施することができるものとする。この場合は、同条の要請があったものとみなす。
(経費の負担)

第7条 この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用については、甲乙が協議したうえ甲が負担するものとする。
(労災補償)

第8条 乙の従業員がこの協定に基づく応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。
(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。
(報告事項)

第10条 乙は、この協定による応援業務に協力できる人員、機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。
(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。
(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、1通を保有するものとする。

令和7年7月31日

甲 岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市水道事業

代表者 岩倉市長

乙 名古屋市中区栄一丁目 2 4 番 1 5 号
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 中部支店

代表者 支店長

70 水道施設の災害時等に伴う協定書

愛知県（以下「甲」という。）及び市町村（乙1から乙57まで）（以下、乙1から乙57までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する上下水道施設（工業用水道施設を含む。以下「上下水道施設」という。）が自然災害等により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、上下水道施設に対する災害時被害の拡大防止と、被災した上下水道施設の早期復旧を図ることを目的として、甲及び乙に対する丙の技術支援協力に関する基本的事項を定める。

（技術支援協力の定義）

第2条 この協定における丙の技術支援協力とは、丙による支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）の紹介と、支援協力者の中から甲又は乙により選任された会員（以下「業務実施者」という。）が実施する災害査定資料の作成、災害時における応援復旧方法の検討等の業務と定義する。

（技術支援協力の要請）

第3条 甲又は乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第8条に規定する高野事務局を経由して書面（様式第1）により行うこととし、甲の事務局は、甲又は乙の技術支援協力の要請を取りまとめたうえで、書面（様式第2）により、第8条に規定する丙の事務局に要請する。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、甲の事務局を経由せずに丙に要請することができる。

2 丙は、前項による要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援協力者を書面（様式第3）により甲又は乙に通知する。甲の事務所を経由せずに丙に要請があった場合は、要請した者に通知する。但し、災害の状況等やむをえない事情により、会員が技術支援協力を実施できない場合においては、この限りではない。

3 甲又は乙は、前項による通知を受けた後、支援協力者の中から業務実施者を選任し、甲の事務所を経由して書面（様式第4）により丙に通知することとし、甲の事務局は、甲又は乙が選任した業務実施者を取りまとめたうえで、書面（様式第5）により丙の事務局に通知する。甲の事務局を経由せずに丙から通知を受けた場合は、通知を受けた者が丙に通知する。

（委託業務の締結及び費用）

第4条 甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受ける甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議する。

- 3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求する。
甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。
- 4 第1項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

(業務の実施)

第5条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

(労災及び損害補償など)

第6条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用する。

- 2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙又は業務実施者の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定める。

(広域の被災)

第7条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定する。

(事務局及び連絡体制)

第8条 技術支援協力の要請及び支援協力者並びに業務実施者に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙及び丙はそれぞれ連絡体制を定めておくものとする。甲及び丙の技術支援協力にかかる事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 河野事務局は、愛知県建設局上下水道課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部事務局とする。
- (3) 連絡体制に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は乙及び丙に伝える。

(情報の保護)

第9条 甲、乙、丙及び業務実施者は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第10条 甲、乙及び丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行う。

- 2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和8年3月31日までとする。

2 期間満了の30日前までに甲、乙又は丙から、書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後も同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲、乙又は丙は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができる。

(補足)

第12条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

(旧協定書の廃止)

第13条 令和5年11月1日に甲、乙及び丙との間で締結した災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は、甲に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。丙は同意書の写しを保有し、乙は本書の写しを保有する。

令和7年9月19日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事 大村 秀章 印

乙1 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県公営企業管理者
企業庁長 権田 裕徳

乙2 愛知県豊橋市牛川町字下モ田29番地の1

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
豊橋市上下水道局長 朽名 栄治

乙3 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市水道事業及び下水道事業管理者
中田 利隆

乙4 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

一宮市水道事業等管理者
多和田 雅也

- 乙 5 愛知県瀬戸市追分町 64 番地の 1
瀬戸市水道事業
瀬戸市長 川本 雅之
瀬戸市公共下水道管理者
瀬戸市長 川本 雅之
- 乙 6 愛知県半田市東洋町二丁目 1 番地
半田市水道事業
半田市長 久世 孝宏
半田市下水道事業
半田市長 久世 孝宏
- 乙 7 愛知県春日井市鳥居松町 5 目 44 番地
春日井市水道事業及び公共下水道事業
春日井市長 石黒 直樹
- 乙 8 愛知県豊川市諏訪一丁目 1 番地
豊川市水道事業及び下水道事業
豊川市長 竹本 幸夫
- 乙 9 愛知県津島市立込町 2 丁目 21 番地
津島市下水道事業
津島市長 日比 一昭
- 乙 1 0 愛知県碧南市松本町 28 番地
碧南市水道事業管理者
碧南市長 小池 友妃子
碧南市公共下水道管理者
碧南市長 小池 友妃子
- 乙 1 1 愛知県刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地
刈谷市水道事業
刈谷市長 稲垣 武
刈谷市公共下水道事業
稲垣 武
- 乙 1 2 愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市事業管理者
前田 雄治
- 乙 1 3 愛知県安城市桜町 18 番 23 号
安城市水道事業及び安城市下水道事業
安城市長 三星 元人

- 乙 1 4 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地
西尾市長 中村 健
- 乙 1 5 愛知県蒲郡市旭町 17 番 1 号
蒲郡市水道事業
蒲郡市長 鈴木 寿明
蒲郡市下水道事業
蒲郡市長 鈴木 寿明
- 乙 1 6 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
犬山市水道事業
犬山市長 原 欣伸
犬山市公共下水道管理者
犬山市長 原 欣伸
- 乙 1 7 愛知県常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5
常滑市水道事業及び常滑市下水道管理者
常滑市長 伊藤 辰矢
- 乙 1 8 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地
江南市水道事業
江南市長 澤田 和延
江南市下水道事業
江南市長 澤田 和延
- 乙 1 9 愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地
小牧市水道事業
小牧市長 山下 史守朗
小牧市下水道事業
小牧市長 山下 史守朗
- 乙 2 0 愛知県稲沢市石橋六丁目 82 番地
稲沢市水道事業
稲沢市長 加藤 錠司郎
稲沢市下水道事業
稲沢市長 加藤 錠司郎
- 乙 2 1 愛知県新城市字東入船 115 番地
新城市水道事業
新城市長 下江 洋行
新城市下水道事業
新城市長 下江 洋行

- 乙 2 2 愛知県東海市中央町一丁目 1 番地
東海市水道事業及び東海市下水道事業
東海市長 花田 勝重
- 乙 2 3 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地
大府市水道事業
大府市長 岡村 秀人
大府市下水道事業
大府市長 岡村 秀人
- 乙 2 4 愛知県知多市緑町 1 番地
知多市水道事業
知多市長 宮島 壽男
知多市下水道事業
知多市長 宮島 壽男
- 乙 2 5 愛知県知立市広見三丁目 1 番地
知立市水道事業
知立市長 石川 智子
岩倉市公共下水道管理者
知立市長 石川 智子
- 乙 2 6 愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1
尾張旭市水道事業
尾張旭市長 柴田 浩
尾張旭市公共下水道管理者
尾張旭市長 柴田 浩
- 乙 2 7 愛知県高浜市青木町四丁目 1 番地 2
高浜市水道事業
高浜市長 杉浦 康憲
高浜市公共下水道管理者
高浜市長 杉浦 康憲
- 乙 2 8 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩倉市長 久保田 桂朗
- 乙 2 9 愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1
豊明市公共下水道管理者
豊明市長 小浮 正典

- 乙 3 0 愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地
日進市公共下水道管理者
日進市長 近藤 裕貴
- 乙 3 1 愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1
田原市上下水道事業
田原市長 山下 政良
- 乙 3 2 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地
愛西市水道事業
愛西市長 日永 貴章
愛西市公共下水道管理者
愛西市長 日永 貴章
- 乙 3 3 愛知県清須市須ヶ口 1238 番地
清須市水道事業
清須市長 永田 純夫
清須市下水道事業
清須市長 永田 純夫
- 乙 3 4 愛知県北名古屋市西之保清水田 15 番地
北名古屋市公共下水道管理者
北名古屋市長 太田 考則
- 乙 3 5 愛知県弥富市前ヶ須町南本田 335 番地
弥富市公共下水道管理者
弥富市長 安藤 正明
- 乙 3 6 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地
みよし市公共下水道管理者
みよし市長 小山 祐
- 乙 3 7 愛知県あま市木田戌亥 34 番地
あま市水道事業
あま市長 村上 浩司
愛知県あま市七宝町沖之島深坪 1 番地
あま市公共下水道管理者
あま市長 村上 浩司
- 乙 3 8 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1
長久手市公共下水道管理者
長久手市長 佐藤 有美

- 乙 3 9 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地
東郷町公共下水道管理者
東郷町長 石橋 直季
- 乙 4 0 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地
豊山町公共下水道管理者
豊山町長 服部 正樹
- 乙 4 1 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地
大口町公共下水道管理者
大口町長 鈴木 雅博
- 乙 4 2 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地
扶桑町公共下水道管理者
扶桑町長 鯖瀬 武
- 乙 4 3 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西 1 番地の 1
大治町公共下水道管理者
大治町長 鈴木 康友
- 乙 4 4 愛知県海部郡蟹江町学戸一丁目 225 番地
蟹江町水道事業
蟹江町長 横江 淳一
愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地
蟹江町公共下水道管理者
蟹江町長 横江 淳一
- 乙 4 5 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地
阿久比町水道事業
阿久比町長 田中 清高
阿久比町下水道事業
阿久比町長 田中 清高
- 乙 4 6 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
東浦町水道事業
東浦町長 日高 輝夫
東浦町下水道事業
東浦町長 日高 輝夫
- 乙 4 8 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地
美浜町水道事業
美浜町長 八谷 充則

- 乙 4 9 愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地
武豊町水道事業
武豊町長 鳥羽 悠史
武豊町下水道事業
武豊町長 鳥羽 悠史
- 乙 5 0 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林 1 番地 1
幸田町水道事業
幸田町長 成瀬 敦
幸田町下水道事業
幸田町長 成瀬 敦
- 乙 5 1 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地
設楽町長 土屋 浩
- 乙 5 2 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑 25 番地
東栄町簡易水道管理者
東栄町長 村上 孝治
東栄町公共下水道管理者
東栄町長 村上 孝治
- 乙 5 3 愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蕨平 2 番地
豊根村簡易水道事業
豊根村長 伊藤 浩亘
- 乙 5 4 愛知県愛西市西條町大池 180 番地
海部南部水道企業団
企業長 加藤 光彦
- 乙 5 5 愛知県北名古屋市薬師寺山浦 1 番地 1
北名古屋水道企業団
企業長 服部 正樹
- 乙 5 6 愛知県丹羽郡大口町河北二丁目 23 番地
丹羽広域事務組合
管理者 鈴木 雅博
- 乙 5 7 愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷 212 番地
愛知中部水道企業団
企業長 佐藤 有美

丙 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目 16 番 15 号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部
支部長 庄村 昌明 印

71 災害時等における資機材の調達に関する協定書

岩倉市（以下「甲」という。）、株式会社クマザワ（以下「乙」という。）、トラスコ中山株式会社（以下「丙」という。）は、災害時等における資機材の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、緊急対処事態等、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、資機材を調達する必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（要請の内容）

第2条 甲は、災害時等に、丙が国内物流拠点で取り扱う資機材を調達する必要があるときは、乙に対し、資機材の供給を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の供給要求を受けたときは、丙から資機材の有償供給を受けなければならないものとする。

3 甲は、災害時等において、乙への通信手段に障害等があるなど急を要するときは、丙に対する通知をもって、乙に対する資機材の有償供給を求める意思表示に代えることができるものとする。この場合には、甲は乙に対して事後にこの旨を通知するものとする。

（資機材の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する資機材は、次の各号に記載するもののうち、甲が指定するものとする。

- （1）丙が国内物流拠点に常時備蓄している緊急時備蓄品
- （2）丙の商品検索サイト（トラスコオレンジブック・COM）に掲載されている資機材
- （3）その他、丙の取扱商品で甲が指定する資機材

（要請の手続）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、災害緊急物資要請書をもって、ファクシミリ又は電子メールにより行うものとする。ただし、急を要するとき又は通信手段に障害があるときは、口頭で要請し、その後速やかに災害緊急物資要請書を交付するものとする。

2 乙は、前項による甲の要請を受けたときは、丙に対し、速やかに災害緊急物資要請書の写を送付するものとする。

3 丙は、甲から第2条第3項による通知を受けた場合、その通知を口頭により受けたときは口頭により、その通知を災害緊急物資要請書の送付により受けたときはその写のファクシミリ送信若しくは電子メール送信の方法により甲からの通知内容を速やかに乙に通知するものとする。

（価格）

第5条 乙が甲に対して供給する資機材の価格は、災害時等発生直前における適正な価格（乙の調達原価、乙の適正利潤等に照らして適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定める。

2 甲に対する資機材の引渡しに要する運賃は甲の負担とする。

（資機材の運搬、引渡し）

第6条 資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとする。ただし、交通事情等により甲が指定する引渡し場所での引渡しが困難な場合、乙又は乙に代わって引渡しを行う丙は、甲に対し、引渡し場所の変更を求めることができるものとする。

2 引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙又は丙が行うものとする。ただし、乙又は丙による運搬が困難な場合、甲の指定する者が行うことができるものとする。

3 甲は、原則として引渡し場所に職員を派遣し、資機材を確認のうえ受領するものとする。

（供給の報告）

第7条 丙は、乙の指示により乙に代わって甲又は甲が指定する者に資機材の引渡しを実施した時は、その実施状況を災害緊急物資供給報告書等により甲及び乙に報告するものとする。

（代金の支払い）

第8条 資機材の対価の支払は、別途、甲乙及び乙丙間で定めるところによる。

（支援体制の整備）

第9条 乙及び丙は、災害時に広域的な支援が円滑に行われるように体制の整備に努めるものとし、甲はそれに協力するものとする。

（災害時等における情報提供）

第10条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その度、甲乙丙協議するものとする。

（期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲、乙又は丙等から書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和８年２月２４日

(甲) 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩倉市長 久保田 桂朗

(乙) 愛知県一宮市柚木風字池ノ内 26
株式会社クマザワ
代表取締役 二村 陽子

(丙) 東京都港区新橋四丁目 2 8 番 1 号
トラスコ中山株式会社
代表取締役社長 中山 哲也

岩倉市地域防災計画

昭和 5 8 年 7 月 2 7 日 作成
昭和 5 9 年 8 月 7 日 修正
昭和 6 0 年 7 月 3 0 日 修正
昭和 6 1 年 7 月 2 4 日 修正
昭和 6 2 年 7 月 3 0 日 修正
昭和 6 3 年 7 月 2 1 日 修正
平成 元 年 7 月 1 8 日 修正
平成 2 年 7 月 2 0 日 修正
平成 3 年 7 月 2 9 日 修正
平成 4 年 8 月 7 日 修正
平成 5 年 7 月 3 0 日 修正
(風水害等災害対策計画と地震災害対策計画に分冊)
平成 6 年 7 月 2 2 日 修正
(風水害等災害対策計画と地震災害対策計画に合本)
平成 7 年 7 月 2 5 日 修正
平成 8 年 7 月 2 3 日 修正
平成 9 年 7 月 1 7 日 作成
平成 1 0 年 7 月 2 7 日 修正
平成 1 1 年 7 月 3 0 日 修正
平成 1 2 年 7 月 2 5 日 修正
平成 1 3 年 7 月 2 4 日 作成
平成 1 4 年 7 月 2 6 日 修正
平成 1 5 年 3 月 2 0 日 修正
平成 1 6 年 3 月 2 5 日 修正
平成 1 6 年 8 月 3 日 作成
平成 1 7 年 7 月 2 2 日 修正
平成 1 8 年 7 月 1 9 日 修正
平成 1 9 年 7 月 1 8 日 修正
平成 2 0 年 7 月 2 4 日 修正
平成 2 2 年 1 月 2 2 日 修正
平成 2 2 年 9 月 1 7 日 修正
平成 2 3 年 8 月 2 日 修正
平成 2 4 年 7 月 2 5 日 修正
平成 2 5 年 8 月 9 日 修正
平成 2 6 年 3 月 2 4 日 修正
平成 2 6 年 8 月 1 日 修正
平成 2 7 年 3 月 2 4 日 修正
平成 2 7 年 8 月 6 日 修正
平成 2 8 年 8 月 5 日 修正
平成 2 9 年 8 月 2 日 修正
平成 3 0 年 8 月 6 日 修正
令和 元 年 8 月 5 日 修正
令和 2 年 9 月 7 日 修正
令和 3 年 11 月 25 日 修正
令和 4 年 9 月 20 日 修正
令和 5 年 10 月 3 日 修正
令和 6 年 11 月 13 日 修正
令和 8 年 3 月 31 日 修正

編集発行 岩倉市防災会議
岩倉市市民協働部協働安全課
岩倉市栄町 1 丁目 66 番地
電話 (0587) 38 - 5831